

平成23年第4回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成23年12月9日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24	番	柴沼	広君
副議長	14	番	海老澤	勝君
	1	番	畑岡洋	二君
	2	番	橋本良	一君
	3	番	小磯節	子君
	4	番	飯田正	憲君
	5	番	石田安	夫君
	6	番	鹿志村清	一君
	7	番	蛭澤幸	一君
	8	番	野口	圓君
	9	番	藤枝	浩君
	10	番	鈴木裕	士君
	11	番	鈴木貞	夫君
	12	番	西山	猛君
	13	番	石松俊	雄君
	15	番	萩原瑞	子君
	16	番	中澤	猛君
	18	番	横倉き	ん君
	19	番	町田征	久君
	20	番	大関久	義君
	21	番	市村博	之君
	22	番	小園江	一三君
	23	番	石崎勝	三君

欠席議員

17 番 上野 登君

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	埴栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	前嶋晃司
事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

議事日程第3号

平成23年12月9日(金曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時59分開議

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は23名です。本日の欠席議員は、17番上野 登君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

ここで、市民生活部長小坂 浩君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 過日、12月2日に開催されました本会議において、議案第74号 笠間市暴力団排除条例の質疑におきまして、西山議員からの質疑の答弁の中で、「
」と発言しましたが、この発言を取り消させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 会議規則第65条の規定により……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時05分再開

議長（柴沼 広君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

再度、市民生活部長……（発言する者あり）

休憩します。

午前 10 時 05 分休憩

午前 10 時 07 分再開

議長（柴沼 広君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

会議規則第65条の規定により、発言の取り消しについてお諮りいたします。

市民生活部長小坂 浩君の申し出のとおり、発言を取り消すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） ご異議なしと認め、申し出のとおり発言の取り消しを許可いたします。

一般質問

議長（柴沼 広君） 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

6番（鹿志村清一君） ただいま議長より一般質問のお許しを得ましたので、通告に従いまして、議席番号6番、政研会の会派の鹿志村清一でございます。

初めに、青年海外派遣事業についてということで通告をいたしております。

笠間市におきましては、青年海外派遣事業が郷土出身の篤志家の寄附によりまして行われているところであります。平成23年度外部評価がなされている。このことにかんがみ、お伺いしたいと思います。

まず、1点目として、通告におきまして「平成23年度事業」となっておりますが、訂正いたしまして、「これまでの事業内容」とし、質問したいと思います。募集方法、選抜、事前研修や派遣先での研修、交流内容についてどのように行われたのか。さらに、帰国後の事後研修についてどのように行われたのか。篤志家の意向をどのように派遣事業において反映されたのかということについてお伺いしたいと思います。

続いて、2点目として、海外派遣事業における外部評価と内部評価についての意見の乖離をどのように受けとめるのかということについて質問通告しておりましたけれども、この「意見の乖離」という言葉につきましては、「意見の相違」と訂正いたしたいと思います。外部評価と内部評価についての意見の相違をどのように受けとめ、平成24年度事業に反映させていくのか伺いたいということで通告しております。

外部評価報告書によると、評価事案の16件のうち、内部評価では、8件が「現行どおり

継続」、そして「改善して継続」が8件となっており、外部評価におきましては「現行どおり継続」というものがなく、「改善して継続」の評価が11件、「休止または縮小」が1件、「民間への移管」が3件、「廃止」が1件となっております。

以上の内容になっておりますけれども、内部評価について、予算上の問題や人事評価につながるのではないかという配慮から、自己防衛意識が働いていることがうかがえると記されております。外部評価につきましては、市民の意識から行政課題について施策展開を評価し、笠間市全職員の意識改革を進めることに寄与したいという今回の評価であると考えております。

特に、外部評価委員のある委員の総括の中にありますように、コスト意識を徹底する、成果の検証におけるマネジメントリサイクルの定着を図る、説明責任を果たす、市民ニーズからの展開、そしてストーリー性を持たせる、全庁的取り組みの必要性ということについては、的確な外部評価委員の指摘であると考えております。

以上の点から、篤志家の寄附による青年海外派遣事業について、外部評価報告書についてどのように受けとめているのか伺いたいと思います。

2問目といたしまして、展望台の眺望の確保について通告しております。

愛宕山からの展望台からの眺望が損なわれています。特に南山展望台の眺望が損なわれており、私のところへも、昨年春以降何人かの方からお話がありました。さらに、スカイロッジ周辺からの眺望も、木々の繁茂する時期には眺望が損なわれています。

笠間市においては、県立自然公園、佐白山、北山公園を核にした自然公園と、岩間愛宕山から難台山、吾国山へのハイキングコースは、愛宕自然の森の大きなレクリエーションの地域です。自然愛護のもとに健康増進の地域として親しまれてきた愛宕山の展望は、関東屈指のものと言えらると思います。この眺望が損なわれていることは、大きな問題ではないかと考えております。

私も、しばらくぶりで南山展望台に早朝登りました。それがこの写真でございます。(写真を示す)質問通告の中にありますように、愛宕山の南山展望台からの各方向の写真となっております。こちらは裏側です。愛宕山のスカイロッジから登っていくと、裏側の方の写真となっております。この写真を見ていただきましたように、地元四季の会の皆さんや自然観察推進委員の皆さんなどによる管理が行き届いた林道、標柱には「園部国有林」と記しております。

健康増進のために、無理のない、小中学生や中高年者の方たちのために負荷のかからないすばらしいコースだと思います。大人目線での眺望、見てのとおり小中学生の視線からは見えないこの解決に、ぜひ市として取り組んでいただきたいと思います。質問いたします。

3問目といたしまして、福島県の避難自治体の子どもたちの交流を進めることについてでございます。

質問に当たり、笠間市も東日本大震災における被災地という前提で質問をいたしたいと

思います。

福島県では、震災と原発事故により、避難所での生活が長く続くことが危惧されております。特に子どもたちは、精神的に不安定な状態にあるため、心の支えになる交流が必要と考え、以下お伺いいたします。

12月8日の新聞報道によりますと、政府は、避難住民の帰宅に向け、放射線量を目安に、半径20キロ圏内立入禁止区域、警戒区域と、20キロ圏外の計画的避難区域について、年間放射線量に応じて、3地域に見直す方向で検討に入ったということでございます。放射線量の高い地域は、数十年にわたり住めない長期帰還困難地域として指定される。警戒区域や計画的避難区域の見直し作業を行い、除染作業の状況で帰宅の判断を進めるとなっております。

私は、11月初めに、福島県のある自治体の議長さんとたまたま話す機会がございまして、子どもたちの仮設住宅生活が長引いて、帰宅困難地域になると、生活や将来への不安など心の安定などが心配だと。現在、全国から小中高生徒などへのさまざまな励ましのボランティア活動が行われています。件数からいくとありがたいほどの件数で、聞くところによると、ハワイでの交流、中国、沖縄から北海道までボランティア招待交流が行われ、親子や生徒の滞在に気配りをさせていただいている事業があつたりしておりますということでした。心配なのは、これから数年、10年、20年と、今は世間が注目しているが、忘れられてしまうのではないかと、それを考えるといたたまれなくなるということでした。

私も、先日、短時間ではありますが、福島の避難自治体の教育委員会の5自治体を歩いてまいりました。教育長さんや教育課の担当の方とお話を簡単にお伺いしてまいりました。

その中で、二本松市の浪江教育委員会におきましては、津波避難で庁舎機能を二本松へ移し、児童生徒の状況は小学校の生徒が1,097名いると。そのうち二本松、福島、本宮、川内町、その4市町への仮設住宅の生徒数は340名、生徒数の31%である。また、全体の中で55%の603名が県内に避難し、県外に494名、全体の45%が小学生は避難していると。そして中学生は、二本松、福島、本宮、川内町4市町仮設住宅で249名、41.1%、県外避難者は223名で全体の36.8%ということでした。

そのような状況の中で、ほかの自治体も、国内からフィリピン、アメリカまで、小学生、中学生が避難してふるさとを去っているという状況もございます。各種支援を受け、保護者付き添いでの招待や、福島大学NPOによる5カ所の仮設住宅集会所での午後の1時半から4時半までの学びと遊びの交流など、いろいろな子どもたちのための交流、ボランティア活動が行われております。10月4日、5日には、浪江町のために、柏崎市では区域内小学生と二本松にいる小中学校開校の生徒交流ツアーを開催していただいたという説明がありました。

そのほか、川内村におきましては、3月までの帰村を目指してはいるけれども、政府の

助成判断をもって行政確認後学校機能を再開計画をするというようなお話でございました。しかし、小中高生の教育的観点に当たっては、最終的には行政機能が回復してから学校の機能が回復するという形になるのではないかとということで、川内村教育委員会の教育長さんも大変心配しておられました。

そのような中で、川内村におきましては、学校教育上の課題として、環境の激変により精神的に安定しない児童生徒が見られる。また、仮設住宅の間取りで学習環境が問題となっている。生徒数の減少により人間関係が固定化し、部活などができない子どものストレスが蓄積している。そして、空き教室授業のため、教材、備品等の問題がある。さらに、帰村に当たった課題として、放射能への恐怖感、働く場所の問題、東電からの補償の問題、高校進学の問題、生活面、商店や医療施設が本当に機能するかどうか、そのような問題点が指摘されております。

そういう状況にあって、これから数十年、困難なときほど困難を共有し合うことが人生において大事なことであるということを考えると、心の支えになる交流が必要と考え、お伺いいたします。

当然、関係教育委員会では、交流の内容にミスマッチが見られることがあるというご指摘、内容の話も入ってきております。

そこで、お伺いいたします。

まず、1点目といたしまして、笠間市内になります公民館と宿泊可能施設や県の施設を活用して、市関係のバスを利用し、笠間市近隣に触れてもらう遠足やハイキングで交流を深め、子どもたちに友情をつくる交流ボランティア等の事業を行い、交流を考えてはいかがか、お伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、現在、福島県では、避難11自治体、二つの自治体は一部移転という状況であるということを考えると、今回の原子力関連被災について、原発等を共有する地域において、今後、長期的視野から、茨城県の県央地域首長懇話会というものがあるそうなのですが、市長から、広域連携について各自治体での小中高校生の心の交流ボランティア事業を企画することを提唱してはいかがか。さらに、機会があれば、県内で笠間市が、市長が核になり、小中学生と児童の心の支えになる交流を呼びかけてはいかがかということでお伺いしたいと思います。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 6番鹿志村議員の、県央地域首長懇話会に広域連携による小中高生の心の交流事業を企画することを提唱してはという質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

県央地域首長懇話会は、任意の団体でございまして、この設立の目的は、県央地域の将来像等について、首長同士が集まって自由に意見を出し合って議論をしようということで

つくられた組織であるわけでございます。

今回、議員の提案の小中高生の交流事業は、それぞれの市町村によって被災の状況とかが行政の事情も異なることから、この懇話会で議論するテーマとして提唱することは、私は難しいと考えております。

しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の影響で、ふるさとを離れ避難生活を送られている方々で、特に子どもたちは、なれない土地での暮らしや仮設学校や教室において、屋外での活動も制限される生活を余儀なくされるなど、不安定な生活が続いていますので、子どもたちが元気の出る交流は重要であると認識しております。

このような子どもたち、住民同士の交流につきましては、私は、基本的には民間が中心になって行っていただくものであると思っております。

行政の役割としては、民間がこのような交流を行う事業に対して、公の施設の開放とか、例えば広報とか、交流が円滑に行えるための支援をしていくことが、行政の役割ではないかなと思っております。

民間の取り組みとしては、笠間市では、例えばことしの8月20日、21日に、NPO法人や市内商店会などが連携して、福島県の子どもたちに楽しい夏休みを笠間で過ごすための支援事業「上を向いて遊ぼうプロジェクト」が実施をされたところでございます。

このほか、交流事業も行うことになっている団体等もあるようでございますので、そういう際には支援をしてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 23番石崎勝三君が所用のため退席いたしました。

市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えします。

青年海外派遣事業についてのご質問でございますが、この青年海外派遣事業につきましては、平成20年度に、笠間市出身の東京在住の会社社長から、笠間市の青少年を対象とした海外派遣事業の実施を前提に寄附の申し入れがあり、海外での職業体験等を研修に組み込むものとして、平成21年度、平成22年度に2回実施を行っております。

過去2回は、夏休み中に実施し、笠間市在住の高校生、大学生を中心に公募を行い、作文や面接などに選考し、平成21年度は10名、平成22年度は12名の応募があり、いずれも6名を決定し派遣を行いました。

事前研修については、渡航手続や現地の事情、派遣先企業の研究など3回の研修を実施するとともに、事後については、報告書の作成のため3回ほど実施しております。

第3回目となる今年度は、研修時期を来年度の2月21日から5日間の予定で、研修先は、上海としております。

対象者については、過去2回の事業を踏まえ、この研修の参加者を地域のリーダーとして活躍できる人材として育てていきたいという考えから、年齢を18歳から40歳未満までの

笠間市在住の若い社会人を中心として公募を行いました。その結果、11月末の応募締め切りまでに市内在住の大学院生や働く若者8名から申し込みがあり、この8名の派遣者を内定したところでございます。

今年度は、作業施設の体験学習や現地青年との交流、そして文化施設等の訪問を行う予定でございます。

篤志家の意向につきましては、毎年、綿密な打ち合わせを行いまして、行き先や研修内容などにその意向を反映しております。

寄附者は、若いころから海外経験を原点として現在の自分があるという思いから、経済発展の著しい中国での研修を通じ、職業人として、また国際感覚を持った人間になってもらいたいという意向が強く、平成21年度の深圳・広州では、寄附者が経営する会社の深圳工場での職業体験や職業訓練校での文化交流などを実施し、平成22年度の上海・蘇州では、岩間工業団地にも工場がある不二製油の上海プラザの見学や外国語学校での語学交流など、職業体験や同年代の交流を実施しております。

次に、外部評価報告書における内部評価と外部評価の意見の相違をどのように受けとめ、平成24年度事業に反映させていくかとのご質問でございますが、内部評価では「改善し継続」となっていますが、外部評価では「民間に移管」という結論でございました。

この違いについては、外部評価では、各委員の評価は「改善し継続」が3名、「民間に移管」が3名であったため、意見調整の結果として「民間に移管」となったものでございます。

ただ、この外部評価の議論の視点としては、事業は寄附金で行われても、職員のかかわり方の見直しが求められたものと受けとめており、今後この事業を継続していく上で、職員のかかわり方について改善に努めてまいります。

平成24年度の事業については、平成23年度の事業の成果を踏まえ、さらに寄附者の意向を踏まえながら、市が責任を持って事業を進めてまいりたいと思います。

なお、前後しましたが、議員ご指摘の外部評価の中での問題点が5点、意見所見が4点ございましたが、これらについては、現段階では、寄附者の意向を尊重しながら市が当面責任を持って実施していくという点では、ここの問題を早急に対応するというのは難しいという考えでございます。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

南山展望台につきましては、平成9年度に県立自然公園利用施設整備事業として旧岩間町が整備し、笠間市、石岡市、桜川市で構成する笠間・吾国・愛宕県立自然公園協議会が、休憩施設として国有林を借地しております。

南山展望台は、国有林野内にあり、周囲を樹木で覆われておりまして、森林保全のため、

眺望をよくする目的での樹木の全伐はできませんが、眺望を楽しみに来られるハイキング客のためにも、今後間伐などによる眺望が図られるよう、茨城森林管理署と協議をしております。

次に、管理についてですが、あたご四季の会、岩間山の会に草刈りやコースの維持管理を委託し、さらに協議会による施設の修繕や案内板設置を実施しておりますので、今後も引き続き休憩施設としての維持管理に努めてまいります。

議長（柴沼 広君） 12番西山 猛君が所用のため退席いたしました。
教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

私からは、福島県の避難自治体の子どもたちの交流についてのご質問にお答え申し上げます。

被災者に対する支援及び交流活動として、青少年育成岩間地区市民の会が、今年8月に、岩間中学校の生徒24名と同校の卒業生5名によるボランティアチームを結成し、宮城県石巻市の中学校へ訪問及び交流活動を実施いたしました。また、市内商工関連団体においても、8月に、福島県南相馬市の親子を本市に招待して交流活動を実施しております。震災により避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされ、屋外での活動も制限されている方々に対する支援及び交流は、大切であると認識しております。

また、交流に関しましては、被災者の招待及び交流計画などは民間やNPO法人等が行うことが望ましいと考えており、行政の役割としては、公的施設の貸し出しや交流支援だと考えております。

交流を図る上には、被災者の考えや思いを尊重していくことが重要であり、交流の要望があれば、市や県の施設を宿泊場所とすることも含め、検討してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 6番鹿志村清一君。

6番（鹿志村清一君） ただいま答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、順序が逆になってしまいますけれども、わかりやすい山口市長からの答弁の内容、そして教育委員会の答弁の内容、民間の交流支援、NPO、また任意団体や各種のグループ、そういうものが行政としっかり相談しながら、交流支援活動を行っていくことについて、行政としての責務を笠間市長以下果たされるというようなお話であったと思います。

それで、3問目につきましては、具体的な内容を1点目で通告しておりましたけれども、1点目についてはそういう答えの中に包含されるのではないかとということで理解しております。

3問目につきまして答弁をいただいたわけですが、これから冬が参ります。4カ月長く厳しい冬、被災地、どこでもそうですけれども、特にふるさと、これから

10年、20年、自分の帰るところがない、今まで積み上げてきた自分の生活場所がないという、そういう不安定な状況の中で長く厳しい冬を過ごす原子力関係の被災の方たちが福島にはおるといってございませう。さらに、4年、5年と春を迎えても子どもたちが帰還できない、そういう親や家族がいる。この子どもたちと心のきずなを結ぶ、心を支え合う交流を結ぶことによって、自分たちの地域も成長させていただけるものと信じて、この質問をした次第でございませう。長期的展開の中で子どもたちの教育と成長を見守り、はぐくむことが社会の力となるはずでございませう。

ということで、3点目の質問については理解した答弁をいただいたということだと思ひます。

あとは、1問目の質問について再質問をさせていただきます。

研修につきましては、今、答弁の中で、事前研修が3回、そして3回事後研修の報告書をつくるために集まっておられるという内容でございませう。

事後研修につきましては、私は、これは海外派遣事業として篤志家の方が、地域の若い人がこれから伸びてほしいという思いで篤志寄附をされているということから考えますと、その研修終了後、報告書をつくるのみではなくて、時間の都合がつくかぎり、市民活動団体、また参加者の市民活動、あるいは小中学校での報告発表の機会をつくって、市民の活動に役立てて、その研修に行ってきた方たちの体験を担うために貢献していただけるような、そのような機会をつくっていただけないかということをお再質問してまいりたいと思ひます。

参加者の市民活動、あるいは小中学校での報告発表など機会をつくり、市民活動に役立て、また公民館、図書館、特に私、図書館の部屋の有効活用、利用率ということについて関心を持っていますので、公民館、図書館等で市民活動団体が報告をする機会をぜひつくるべきだと考えております。こういうことについても、事後研修として、皆さんの前で体験を発表していただくということによって、地域に貢献し、自分も成長していただくことをやっていただきたいと思います。それについて、どのように考えるかお伺ひしたいと思ひます。

また、篤志寄附におけるその派遣研修費についても、研修費の使い方を、21年度、22年度研修と行われる中で、見直しというか、そういう評価をしたのかどうか、そういうことについてもお伺ひしたいと思ひます。

さらに、23年度今年度においては、角度を変えた事業内容で予定されているということにございませう。せつかくの篤志寄附により事業がなされているということに、このふるさとへの思い、篤志寄附をされた方の東京での成功者として、本当に皆さんへ感謝して、この地域の方が立派に育ってほしいという多分思いではないかと推測いたしますけれども、私は、この派遣交流事業につきましては、感謝の念を込めて、ふるさととして、篤志寄附者の名前を冠した笠間市海外青年派遣事業といった、そういう篤志者名をつけて事業を行う

ことが望ましいのではないかと、それが寄附者に対するお礼の気持ちではないかということ
を議会で質問したいと思ひまして通告いたしました。ということで、以上の点について答
弁をお願いしたいと思います。

また、展望台の眺望についてでございますけれども、この展望台の眺望については、鋭
意努力するという答弁をいただいたと思ひます。私もあそこの愛宕山周辺を歩きますと、
木々も安全上伐採され、風や鳥のささやきの中登ることができるなと思ひました。

私も、本年度、茨城県林業協会の林業研修において、間伐・伐木研修を旧里美村や吾国
山の美和木材協同組合事業地、元の鳥居松国有林で初歩的な伐採研修を受け、森と自然に
ついて学んだところであります。茨城県の森林湖沼環境税についても、大変勉強になりました。

愛宕山の自然と景観、スカイロッジからの眺望は、ロッジ関係者の話では、近隣の宿泊
者のみならず、東京、埼玉の宿泊客も多い。つくばエクスプレスによって筑波山の観光客
もふえている。このような状況の中で、都心から100キロの地域として、箱根、大山と比
べても、特に高尾山とは、都心からの時間で見ればほとんど変わらない。なぜか高尾山に
引けをとっているこの現状を、さらなる首都圏への営業努力をお願いしたいと考え、再質
問するものでございます。質問の要旨とはちょっとかけ離れてしまひますが、首都圏への
営業努力について質問いたします。

この資源をさらに有効活用しなければ、笠間観光の進展はおぼつかないと私は考えてお
りまして、近ごろ注目されている駅からウォーキングなど、創意工夫を提案しやっております
けれども、さらなる創意工夫を提案して、健康増進、レクリエーションなど、どんど
ん愛宕山と岩間のまち並みに親しんでもらい、延長線上的お稲荷さんと公園、焼物の里へ
関心を持ってもらって、じっくりと足を伸ばして笠間になじんでいただくことがよいこと
だと考えております。

岩間駅から愛宕山への観光の充実は欠かせないと考えます。来年春から夏へ向けて、ぜ
ひ眺望については手を打ってもらいたいが、いかがか、再度お伺ひしたいと思います。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 6番鹿志村議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目、事後研修を行っているが、その後地域に活用できないかという趣旨の
ご質問でございますが、まさに議員のご指摘のとおりで、今年度が終了すれば20人の派遣
者がそろふことになるわけですので、これまで活用という面では怠ってきた点はございま
す。したがって、これからは派遣者による連絡会的な組織を立ち上げてまいりたいと思
っております。その中で、派遣者同士の交流や話し合いを行い、笠間の国際交流やまちづく
り、観光教育など、幅広い視点から検討を考えていきたいと思ひます。

第2点目の150万円を有効に使ってはということで、その中で、外部評価でも外部への

委託、例えば観光協会ではどうなのかという趣旨のように、その内容でお答えします。

笠間市には一般財団法人笠間国際交流協会というのが現在ございますが、これまで協会独自での事業として、市民等を海外に派遣したことはございません。また、市と役割分担をしながら進めなければならないことから、実施主体をすぐに国際交流協会などの民間に移管することは難しいと考えています。

また、この青年海外派遣事業は寄附なくして事業は成り立たないことから、寄附者の意向を最大限尊重する形で、先ほども申し上げましたが、市が責任を持って実施するという考えでございます。

3点目の寄附者の名前を出して、名称を入れて基金等をつくってはということですが、この事業は、ふるさとづくり寄附金事業で前年に寄附をいただいて、次年度にそれを予算化して事業を実施しております。したがって、寄附金として5年分、10年分を一括でいただくわけではありませんので、現在のところ、毎年寄附をいただいている事業であることや、寄附者がそのような形態を望んでいらっしゃいませんので、個人名はつけるつもりはございません。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 鹿志村議員の再度の質問、2点だと思います。眺望の件について、それから愛宕山周辺を含めたPRの促進ということで再質問いただきました。

先ほどお答えしましたように、眺望につきましても、国有林内であるということ、それから議員のお話があったように森林保全ということで、森林のもつ公益な機能、環境であるとか水源涵養であるとか、そういうものを保全するという意味でも大変重要な場所だと思っております。そういうことで、間伐がいいのか、あるいはそれをもうちょっと拡大して協議していくのがいいのか。これらについては、国有林との協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、愛宕山周辺は非常に魅力のある自然を有した土地でございます。ハイキングコースを含めて、多くの方々が四季を通じていらっしゃっております。JRとの企画によります「駅からハイキング」等についても、300人を超すような方が訪れております。

そのようなことで、PRにつきましても、スカイロッジ含めて、笠間観光協会が主となりまして、首都圏のPRであるとか、あるいはマスコミ、旅行代理店等につきまして、春、夏、秋のそれぞれのキャンペーンと同行して、促進といいますか、PRについて努めている状況です。さらにそれらを継続してまいりたいと思っております。

議長（柴沼 広君） 6番鹿志村清一君。

6番（鹿志村清一君） ただいま私が質問した内容についての的確な答弁をいただきました。改めて、議会議員といたしまして、海外派遣事業について篤志寄附をされた方に謝意を表しまして、この質問を終わりたいと思います。

議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をし、11時より再開いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

議長（柴沼 広君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

私が行う問題については、前回は取り上げましたけれども、今の新しいいろいろな状況から見て、この東日本大震災と、それに続いて起きた東電福島発電所の放射能問題というのを捨てておくことができず、今回も質問となりました。

皆さんもご承知のとおり、東日本大震災は既に9カ月が過ぎました。被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられておりますけれども、被災地や企業の復興は遅々として進んでいないのが現状ではないでしょうか。

また、東電福島原発の事故は、収束の見通しも絶たず、放射能汚染は人々に大きな不安を与えています。避難を余儀なくされた住民が戻り暮らし続けることができるのか、いまだに先が見えない状況にあります。

殊に東電福島の問題は、その状況がわからない、実態はどうなっているのかということに不安が多くあるのではないのでしょうか。

11月12日に初めて報道陣に公開されたあのような原発の中の状況を見ますと、水素爆発がどのように大きなものであったかということを改めて知らされるとともに、12月2日に起きた再臨界の問題、自然崩壊だと言われておりますけれども、いまだにあそこで核分裂が起きているのが実態であります。

さらに、メルトダウンが起きた状況が初めて東電からも示されました。新聞紙上でも出されておりますので、皆さんも知っていると思いますが、どのような状況に今なっているのか。いろいろ報道されるように、簡単に冷却安定するのかどうか。あそこにある破砕されているさまざまな建物をどのように撤去し、また、膨大な、1炉で200トンもあると言われる、高濃度の放射能をいっぱい蓄えた、それらの燃料棒をどのように処理するのかということがはっきりしない現状の中では、私たちに不安、不信等を与えているのが現状ではないのでしょうか。

笠間市内でも、いまだにブルーシートが覆われた家屋が多く見られ、市民の中に、食物の安全、健康への不安を抱えている現状があります。市民の生活が安全・安心に過ごせるように、地方自治体、市の役割は一層重大なものになっているのではないのでしょうか。

以上の点から、以下の点を質問させていただきます。

まず、第1番目に、福島原発事故放射能汚染への対応についてです。

11月21日付茨城新聞の報道によりますと、笠間市は汚染重点調査の申請を行っていないとあります。全茨城県では、全体で19の市町村が申請したとあります。市内全域の調査がまだ十分と言えないときに、申請を行わなかったことは問題であり、今からでも申請すべきではないでしょうか。

二つ目に、農水省の検査機器購入事業というのがあります。活用しているのかどうか。市民の中に測定器を購入する状況もあるが、市として貸し出す制度を取り入れ、協力して市内全域の土壌の測定や食品検査を徹底して行うことにより、安全であればその旨を市民に知らせ、汚染されている場合には汚染等の対策を急ぐ必要があると思うが、どのように考えているのか伺います。

三つ目に、内部被曝の問題です。この問題では、前回にもこの点について強調しましたけれども、長期間にわたり放射能物質の影響を受けると言われているが、市としてどのようにこの問題意識をとっているのか。

殊に小中学校の問題です。小中学校や幼稚園、保育園等の公共の施設、多くの子どもたちが遊ばれるような場所がどのように調査されているのか。殊に雨どいの下とか側溝等には、ホットスポットと言われる高濃度に汚染された地域があるということは衆知の事実であり、新聞に報道されたり、その除染をしたということもよく報道されます。そのような場所は、冬場に向かって、乾燥してほこりが舞い上がることが予想され、そのようなほこりを吸ったことによって、放射能の内部被曝を受けるということは深刻ではないでしょうか。

私は、幼稚園や小学校、公共施設のホットスポットと思える場所を洗い出して、もし汚染があるならば、その汚染されている土砂等を取り除く、除染ということを急ぐべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

前は、そのような汚染された土壌等を、特定の放射能汚染されたものを入れるドラム缶がありますから、それらを設置しておいて、ただ安易に袋に入れておくということよりも、そのような処置をとるべきだというふうに私は主張しましたが、その後、その辺についての考えがあるかどうか聞きたいと思います。

以上の点から考えても、東電の福島原発に係る費用は今までどのくらいかかったのでしょうか。各地域の様子を見ますと、何千万とか億の単位で東電に費用を求めているところもあります。私は、今後の費用も含めて東電へ全額請求すべきではないかと考えますが、市としての対応を聞いておきたいと思います。

二つ目の大きな問題としては、東海原発から30キロ圏内地域防災計画についてです。

今まで福島原発の事故があるまでは、10キロメートル圏内で原子力安全協定が結ばれていたと思います。それが見直されて、笠間市も含む広域地区が、今、県を中心にそのような防災計画が進められております。50キロ圏までがいろいろ問題にされておりますけれど

も、これは市の防災計画と綿密に関係してくると思います。現在、どのように県との間では進められているのか。10キロ圏、30キロ圏、50キロ圏と区分けされている中で、現在どのように計画が進捗しているのか。今まででも新聞等で知るだけで、市からの報告もなかなか聞くことができません。そのような点を明らかにしていただきたい、そのように思います。

それと、イノシシ対策についてお伺いしたいと思います。

私は、以前にも何回かこのイノシシ対策についていろいろ質問してまいりました。地域の過疎化と相まって、イノシシの被害が多くなっているというのが現状です。

今、問題にされているのは、いわゆる放射能に汚染されて食用に適さないとされ、販売や食することを制限されている状況の中で、イノシシの捕獲が進んでいないという実情があります。

しかし、畑等の被害は出ているわけですから、駆除も含めて、その対策として、県北の太子町や常陸太田等においては捕獲したイノシシに対する補助金が出されておりますが、市としての対策が必要だと思います。また、被害状況と駆除の実態について伺いたいと思います。

50号の稲田地区では、ここ一、二カ月の間に数頭が車にはねられたということを知りました。実際には私たちの住んでいる間も出没しているわけですので、この対策は急がなければならないと思います。

4番に、エコフロンティアかさまに搬入されている廃棄物について伺いたいと思います。

この問題は、6月議会でも、場内の放射能の測定について取り上げた際、国の基準が示されれば、それに沿って適正に処理するという回答がありました。国の基準とはどういう基準が示されているのか。ただ新聞で報道されている8,000ベクレル以下云々ということだけなのか、もっと具体的にされているのかということをもっと聞きたい。既に搬入されている放射性物質がエコフロンティアにあるのかどうか。その場合は、チェックをどのように市として独自に行っているか、そのことについてもお聞きしたいと思います。

二つ目に、監視委員会が毎月開かれます。前回かその前かだと思えますけれども、放射能測定結果が報告されましたが、一番たまりやすいと言われている側溝だとか、覆土される前の埋立地の問題、処分場内です。それと、周囲の水が全部集まってくる防災調整池の測定値がないんですね。防災調整池というのは、そこへ水がたまって、下に汚泥が沈殿されて、その上になった水がどんどん涸沼川に流されている。処理されずに流されている。そこがどのように汚染されているか。市として、これらの独自調査を行うということが必要だと思えます。

以上で第1回目とします。よろしくご回答お願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 11番鈴木貞夫議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、放射能汚染への対応でございます。

平成24年1月1日から施行されます、平成23年3月31日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第32条第1項に基づく除染の申請基準は、地上1メートルの高さでの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える地域で、原則市町村単位で指定するとされているものでございます。

申請を今回見送った根拠としましては、環境省が今回の法律整備のために公表しました資料において、空間放射線量が本市においては毎時0.23マイクロシーベルト以下で示されていること、2点目に、茨城県が笠間市役所本庁で各種実施している定点のモニタリング調査で毎時0.14マイクロシーベルト前後で推移していること、三つ目に、市で測定している市内43カ所の空間放射線量、これは50センチの高さでの調査になりますけれども、この推移状況など、空間放射線量の国の基準、地域指定の面的要件、法律の施行時期などを総合的に勘案し、申請を見送ったものでございます。

今回は申請を見送っておりますけれども、今後、空間放射線量が高くなるような場所が面的にあるという場合については、今後の放射線量の影響なども検討した上で、茨城県や環境省は個別に協議に応じるところでございます。

次に、簡易測定器の貸し出しの件でございます。

農林水産省の検査機器購入事業についてでございますけれども、補助額に限りがございます、補助を受けるに至らなかったという経緯がございます。

次に、空間放射線を測定する簡易測定器の貸し出し制度でございますけれども、市民の放射能に対する不安をできるだけ取り除くことができるようにしていくためにも、市民の皆様が簡易測定器の貸し出しが行えるよう、現在準備を進めているところでございます。

今後、仮に公共施設等で空間放射線量が局所的に高い場所、いわゆるホットスポットがあった場合は、部分的な除染などの対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、市民の皆様にも、雨どいや排水溝周りで高い空間放射線量が検出された場合の除染方法を広報してまいりたいと考えているところでございます。

次に、放射線の内部被曝による影響についてでございますけれども、健康への障害が懸念されることから、放射性物質による影響をできるだけ少なくすることが肝要であると認識しているところでございます。

そのため、本市では、水道水の水質検査や、放射性物質の検査機器を導入し、給食食材や市内で栽培、採取された家庭菜園などでの農産物の測定を、出荷するものや購入してきたものなどのいわゆる流通品は除くということでございますが、この20日から開始する予定でございます。

続きまして、放射性物質が冬場乾燥し、ほこりとして舞い上がることの対応でございますけれども、放射性物質は粉じんと同じように極めて細かなものでございまして、冬場の季節風により、土と一緒に付着した放射性物質が舞い上がることも懸念されますので、引き続き空間放射線量の測定を実施し、監視してまいります。

それから、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、笠間市が支出した費用についてのご質問でございますが、現在までに約1,800万円を放射能対策費として支出してございます。主なものは、食品放射能検査システム機器の購入、簡易測定器の購入、各学校や都市公園の土壌調査費用、給食食材の放射性物質の検査費用などがございます。

現在、東京電力では事故被害者への対応や風評被害に対する補償を行っておりまして、今後、国の原子力事故に対する損害賠償紛争審査会の指針を踏まえ、東京電力から自治体に対する説明を受けた時点で請求してまいりたいと考えております。

続きまして、東海原発30キロ圏内地域防災計画についてでございますけれども、国の原子力安全委員会の作業部会におきまして、原子力発電所の防災対策の重点区域を拡大する案が示された段階でございます。今後、国の指針として正式に決定されれば、笠間市の一部も東海原発から半径30キロ圏内とする緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZに含まれることになります。

これは、原発事故等により放射線の測定値が一定のレベルを超えた場合には、住民避難や屋内退避をさせることになり、測定装置だけではなく、線量計、防護服や防護マスクなどの資機材の配備や運用が必要になってくるほか、住民への周知手段などの体制整備や避難時の移動手段確保が課題とされているところでございます。

これら国の動向を踏まえ、県においては、茨城県地域防災計画、原子力災害対策計画編でございますが、これの見直しに向けた検討を継続的に実施していくとともに、東海第二発電所から半径約30キロ圏内の15市町村を対象とした勉強会を始めた段階であり、その中で、当該市町村に対し、今後の作業として、広域避難に対応する防災対策用地図の作成、学校等及び病院等保健福祉施設調査、避難先の検討など、住民避難計画の作成に向けた対応について示されたところでございます。

笠間市としましても、国、県の防災指針の検討実施状況等を踏まえ、新たに笠間市地域防災計画を作成する作業が必要となります。

計画策定目標につきましては、国、県の動向にもよりますけれども、平成24年度中の策定を予定として、準備を現在進めているところでございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

イノシシ対策についてのご質問ですが、水戸市、日立市、土浦市及び高萩市で捕獲されたイノシシの肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、茨城県より、県内に

において捕獲されたイノシシを食用に供することは控え、食用に供する場合は事前検査を行う等慎重に対応するよう、有害捕獲隊員に周知がなされました。

笠間市では、9月に実施した検査において、市内で捕獲したイノシシ肉から暫定規制値を超える放射性セシウムは検出されておりませんが、有害鳥獣捕獲隊に同様の対応をとるよう要請しております。

先月11月15日より狩猟が解禁となりました。猟友会員の方々が、各地で猟を行っております。しかしながら、食用に供することを控えなければならないことから、イノシシの捕獲が例年より減少し、農作物等への被害が増加することが懸念されておりますが、狩猟期間中のイノシシの捕獲状況はおおむね例年どおりであると猟友会笠間支部より伺っていることから、笠間市としては、現在のところ、追加での有害鳥獣捕獲隊の編成や特別な支援措置については考えてございません。

また、被害の状況と駆除の実態についてですが、本年度の被害状況の詳細については、今後、農政担当課において調査することになっておりますが、本年度39件の被害が市に寄せられております。これに対して、5月21日から10月16日までの間に、3回、延べ90日間の有害鳥獣捕獲期間を設け、笠間市有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ等有害鳥獣の捕獲を実施してまいりました。その結果、26頭のイノシシが捕獲されております。

続きまして、エコフロンティアかさまに搬入される廃棄物についてでございますが、現在、国は、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の主灰または飛灰については、従来の廃棄物埋め立てと同様、特別な放射線防護等の措置をせず安全に埋め立て処分を行えると、6月28日付環境省通知、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて示しております。事業団としても、これに従い処分を行っているところでございます。

まず、廃棄物のチェック及び対応策ですが、事業団としましては、放射性物質の基準について、国の基準が1キログラム当たり8,000ベクレルとなり、これ以下ならば埋め立て可能としているため、これを超えるものは一切受け入れず、これ以下のものについて受け入れることとしております。作成した管理マニュアルに沿って、適正に管理するとしております。

ただし、溶融処理の受け入れについては、溶融するとセシウム濃度が高くなるため4,000ベクレル以下としており、その際、排出事業者に対してセシウム濃度の測定データの提出を求め、受け入れ基準を超えるものについては搬入を認めておりません。さらに、必要がある場合には、適宜サンプルを採取して、事業団において測定しているとのことです。

続きまして、事業団敷地内の空間線量率の測定でございますが、事業団では敷地内28カ所の測定結果を監視委員会にて公表しており、適切に対応しているものと考えています。したがって、市としての独自調査は考えておりません。

議長（柴沼 広君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

私が先ほど冒頭に申したように、今の福島原発というのは、どういうふうな状況にあるかわからないし、今も1億ベクレルかな、それに近いのが毎時出ていると公表されているわけですね。そういうことを考えると、これから低くなっていくなどということは考えられないんですよ。

これは「広報かさま」の「お知らせ版」です。これに小学校と中学校の放射能汚染の問題が毎週出ていますけれども、これを見ていると、ほとんど動かないというか、ほぼ同じなんですよ。それで、8日に出された一番直近のやつで見ると、岩間第三小学校が0.212なんですよ。ここに私たまたま持ってきた中で10月6日というのがあるんですけども、このときは岩間第三小学校は0.243なんですよ。今までの週報1年間を全部見たら、一番高いときは0.3近い、0.29とか、そういう驚くような数値があるわけですね。ほかにも2を超しているところはありますけれども、こういうふうにほぼ1年間の資料を見ても、0.2を下がっていない。

そこは市としてもつかんでいると思うので、綿密に調査して、国が0.24だからいいとか何とかということじゃなくて、そうした対応をすることが必要だと思うんですね。これ見ている人は、しっかり見ていると思うんですよ。ちょっとめくってみても、いつも岩間第三小は0.23ぐらいまでいっているんですね。ほかのところは0.18とか低いんですけども、全然高い数値が出ているというところが問題で、こういうところが今も笠間市内にあるわけですから、こういう申請をしなくても、下がっていくだろうと安易に考えるということは私はあり得ないと思うんですよ。

これからどういうふうに冷温停止して、年内に冷温停止、それで第1工程が終わるとか第2工程が云々と言われているんですけども、いずれにしても、初めてでしょう、11月12日に報道陣に公開されたのは。それまで一切報道陣はあそこに入れなかったわけですね。報道陣が入った写真なんか見ても、あのすさまじいのが全然知らせれずに今まで来ている。

それ以上に、海に物すごい量が排出されているというのが、S P E E D I、文科省の出しているああいう地図なんかを見ても、驚くほど、半分以上は海の方に出ているんじゃないかと。この間も、あの汚染水の処理施設から100何十トンが漏れて、30何億ベクレルのストロンチウムが流れ出したという報道もありましたけれども、そういうことを見ると、その原因となっている福島原発というのがおさまってもいけないんですから、それを安易にこれから下がるだろう、大丈夫だろうという推測は私は成り立たないと。

それで、前々から、ここでも言いましたけれども、土壌の検査というのをしっかりやっていかないと大変なことになるんじゃないかと私は思うんですよ。

福島の米の問題、皆さんもご承知だと思いますけれども、安全宣言出したわけでしょう。その後から次から次に出て、きのうか一昨日も、二本松かどこでしたか、そういう問題が

出てくる。ああいう山間地ですから、綿密にしていかなかったら、そういうところにたまっている問題というのはあるわけですね。

私が土壌の問題というのは、旧笠間と岩間と友部では地勢的に全然違うから、そういうところの谷あいなんかも含めた細かい調査というのをしておかなければならないだろうということを強調しているわけです。後から、生産しました、高かったなどといったら、何だということになってしまうわけで、そういう綿密な調査というのを私はやっていかなければならないと思うんですね。

粉ミルクの問題というのは皆さんもご存じだと思いますけれども、7日にテレビやなんかで出ましたね。粉ミルクは牛乳にあったんじゃないんですね。このもとはオーストラリアとかニュージーランドから輸入した脱脂粉乳を使っているというんですよ。窓を開けておいて空気乾燥させた、その空気の中から、3月20日前後ですから、あそこの大爆発を起こした、福島原発が爆発を起こして放射能のちりがただよっている、それが入って来たんじゃないかというのが今の説なんですね。詳しい原因は、それ以上私も知りませんが、これは春日部の工場からだというわけですよ。

これも、市民がたまたまはかってくれということでやったら、出てきて問題になった。きっかけは市民なんです。乳幼児を抱えたお母さんが、心配になって測定を頼んだら出てきたと。こういうことを繰り返すと、公共なんか公表している数値というのが信用されなくなるんですよ。むしろ、悪いなら悪い、これならこうだと市なら市の行政当局がしっかりつかんで、そういうのを余すところなく公表して、その対策を一緒にとることが私は必要だと思うんですね。

それと、これ見て驚いたことは、その当時はここいらもきっと飛んでいたと思うので、3月15日爆発した以後、私たちもこれと同じようなセシウムをいっぱい浴びたり吸っていたりしていたんじゃないかと驚くわけですが、こういうふうになら市民がやってくれたというふうなことを出すと、一切今までの公表というのがおかしいということになるので、それで土壌の検査というのを真剣にやると。

それと、学校なんか、ホットスポットと言われているのはこういうところだといろいろ言われているわけですから、先ほどの岩間第三小学校、これは前にも言ったと思いますけれども、こういうところなんかは重点的にやって、除染するということを徹底的にやらなければ、私は大変な事態にもなるんじゃないかと思うんですね。

いろいろテレビのニュースを聞いていると、後からやったのも対応するというふうな、今、部長も言いましたけれども、そういう報道もありましたけれども、国がどのような対応していくかという問題もありますけれども、そういうところを洗い出して、市民が安心・安全で生活できるような環境をつくるということでやっていただきたいと思います。

それと、30キロ圏問題です。これは30キロがいいのか、40キロがいいのか、50キロかという問題じゃないと思うんですね。いろいろ風向きその他で、放射能汚染の問題というの

はいろいろ影響されるわけですが、今まで10キロ圏で幾つか協定みたいなのがあったけれども、今度の問題で30キロ圏に拡大せざるを得なくなりました。

これを見ますと、県民94万人対象だということですね、この新聞報道。これは10月21日ですが、94万人というこの膨大な人たちが、仮にもしこの福島のような事故があったとき、どこへ行くんですかね。

私は、こういう防災計画、そういうことも予想してその防災計画を立てるとしたら、この30キロ圏より、50キロ圏、100キロ圏のところまで含めて、どこへどういうところへ避難できるかということも考えないと、起きました、さあ避難しろと言っても、右往左往するということになると思うんですよ。これは大変な計画になるんじゃないかと私は予想しているわけです。

ぜひともそういう点は、もちろん東海原発が事故なんか起こされたら困るわけで、私もあそこ見学に行きました。前回の私の請願のあれで随分、反対する人から、いいかげんことを言っていると言われましたけれども、あのときは、その1カ月ぐらい前に東海原発に見学に行って、いろいろ細かいことを聞いてきたわけですね。

あそこに、今、2,000人からの人が修理その他で働いていて、いろいろと壊れていて、来年の8月か9月まで予定より1年以上延びたということになっているわけですが、こういう危険な原発がどうなのかということは、これ34年目なんですね、東海の第二原発。日本で古い方からしたら何番目かぐらい、去年で33年過ぎて、ことしは34年目に入っている。それで、既にあの中には試験片は一切ないというふうにあそこの人から聞きました。試験片が入っているんですね。圧力容器の中に6本入れておいて、それ全部出しちゃった。試験片は一切入っていないから、これからあそこがどういうふうに変化していくかということは調査できない。それでまた新しいのを入れたそうですけれども、新しいのを入れたのでは、以前からの蓄積がないから、ちゃんとしたものがわからないとその研究者の方が言っていました。

そういうことを考えると、実に危険きわまりないし、どういうふうな事態になるかわかりませんので、ただ単に申請しないと、調査の問題というのは、慎重にやっておく必要があるんじゃないかと思います。

それと、これはきのうの新聞ですが、これ19日からと書いてあるんだね、茨城県新聞。放射能測定機器、一般家庭向け貸し出し19日からと、こうなっていた。こういう報道が出ていたんですよ。この間全協のときに市の方から説明された、20日からやるという一覧表ありましたね。あれのことだと思うんですが、7日にそういう報告があった。これは20日と聞いていたのに何で19日かなと思ったから、ちょっと切り抜いてきたわけですが、この取り扱いについても、特別の何か、市民に知らせるお知らせ版でもつくるんですか。そうしないと、なかなか徹底し切れないんじゃないかと思いますので、その辺は十分知らせられるようにやっていただきたいと思います。

30キロ圏の問題については、今ここで市長一人で決めるわけにもいかないでしょうし、これからどういうふうに進めていくか、その辺のことについては、市議会の方に報告していただいて、資料なんかももらって、私たちも真剣に考えていかなきゃならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、イノシシ問題、たしか去年ことは、私の畑へは直接出てないから余り被害なかったのですけれども、ことはソバ畑が私の目の前で2反歩ぐらいやられているんですね。ソバ全滅なんですよ。それで、今は下の50号沿いの田んぼに出ています。田んぼのあぜ道荒らされて困っているんですね。そういうことで、必ずしもいないわけじゃなくて、出ているんです。

そういうふうなことから、やはり駆除の問題というのを真剣に取り上げてもらって、この間岩瀬で獲ったという100キロ級のやつ持ってきた人見ましたけれども、一定の補助金を出すということも、私は考えた方がいいんじゃないかと思うんですよ。今までなかなか売るのは難しかったけど、そういうふうなことで何とか足しにしていたと。ところが、全然食べてもだめだ、どうすることもできないということになれば、やはり捕獲に熱が入らないということも……私のところ、よく車で来ますから、聞くとそういう話もありますので、ぜひその辺のことは、これから来年度の予算もつくる時ですので、ひとつ考えていただきたい。

それと、エコフロンティアの問題です。これこの間のやつですね。私は防災調整池の調査なぜしないかということを行っている。この中には一覧表ありますよ、たしか、28カ所。この中には防災調整池ないんです。防災調整池というのは、あそこの周囲の雨水やなんか、道路の水なんか全部入ってくる場所ですね。

これ、毎回監視委員会出していますので、この間ももらって資料です。10月18日までのこういうデータが出ているのですけれども、残念ながらそれがないから、私たちはこの問題監視する市民の会で、防災調整池の泥と、そこから流れ出る水を検査しろということを絶えず言っているのですけれども、今まで行ってないんですよ。あれは涸沼に直接流れちゃっているんです、すぐそばで。50メートルか100メートル行ったところから涸沼に入っているんですね。

ここで浸水というのがありますけれども、これは一応友部の下水処理場に任せているわけなんです、あそこへ流れ込んで。その前で一応処理していますけれども、それを市としてもやっていただきたい。

それと、処分場の埋め立てのあれというのは、どうごみが来ているかわからない。ただ、こうやって窓から見ただけでしょう。それで、いろいろ聞いていくと、その持ってくる業者が、こういう結果になってという書類出しているだけです。実際来ているものと調査した物質が同じかどうかということがわからない。あそこにいる人は、窓からこうやって見て、はいと言っているだけの話で、そこに何が積んでいるか、あれではわかるはずがな

いんですよ。

しかも、それを積んで覆土した上からはかっている、この線量は。そういう事実もわかってきた。覆土した上からはかったんじゃない。持ってきたそのものをはかっているんですよ。この中で、埋め立て地点とかいろいろなこと書いてありますけれども、この問題についても、私たちは事務長といろいろ話し合いしましたけれども、らち明かない、全然。

やはり市としても、あの辺の……心配して私のところへ電話かけてきた人もいます。私がこういう質問すると言ったら、排気ガスだとか、汚染水の問題というのはどういうふうになっているのか、市は何かやっているのかということ電話かけてきた人がいました。そういう心配する人もいるわけですから、ただ28カ所やればいいのかという問題じゃなくて、重要なところは私は防災調整池だと思うんですよ、あのヘドロ。私たちが検査していいというなら、行って、くんでみますけど、させないからね。裁判しているときは立ち会いでやりましたけれども。そういう調査をして、あそこの実態がどうなっているか。

それと、搬入されるものについて全然見せてくれないんですよ。品物はまいてあるからそれは見ればわかりますけれど、どういうマニフェストで来ているのか、マニフェスト出せと言っても出さないんですよ、今まで。何回も言っているんですけど。どこの市町村から来ているのか、どこの企業から焼却灰が来ているのか。藤岡興業というダンプがいっぱい来るけれども、あれはどこなんだ、どこから何を運んでいるんだというのは一切言わない。マニフェスト見せろと言っても見せない。情報開示するとしながら、一切やらないというのが今の事業団なんです。

私も何回もやっていますけれども、主要なところは全部黒塗り。こんな厚い図面が出てきますけど、主要なところは全部黒塗りですよ。だから、私たちは、あそこにどんな溶融炉がつくられているかということは図面上全然見ることができない、そういう現状なんですよ。

ですから、測定結果というのはやっていただかなきゃならないし、やっていただくことは結構ですけども、やはり防災調整池は直接流しているわけですから、友部の下水処理場へ行けばいいという問題ではないわけですから、その辺のことどうなのか、確認しておきたいと思います。

いずれにしても、私が一番言いたいのは、この2号機の再臨界の問題とか、冷却作業で臨界の条件できたんじゃないとか、いろいろ出てくるわけでしょう。それで、ステップで作業はほぼ終了だからといったって本当にわからないですよ。メルトダウンの問題だって、新聞でいろいろ出てきて、学者に聞いたら、あれは底突き抜けてコンクリートの下まで行っているんじゃないかという学者もいるぐらいだ。私は今まで、ずっと3月からいろいろな集会や講演会等へも出て聞いていますけれども、あれは底まで突き抜けているという学者もいるわけで、その辺のことも踏まえて、これから基礎的なデータというか、笠間

全体がどういうふうに汚染されて、今の現状はどうかということを慎重にやっていただきたい。ただ、文科省や環境省が出してきた基準がこうだからそれでいいんだということにはならないということ、もう1回、今後のあれとして、今の問題で気がついたことあったら。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 放射能の数値の話がありました。議員さんも、データをもとに数字は必ずしも下がっているものではないというお話がございました。確かに数字は極端に変わらないケースもあるかと存じます。ただ、私、1回目の中でお話しましたとおり、各学校等で測定しているのは地上50センチでございまして、今回、環境省の方からも1メートルの高さで0.23マイクロシーベルトという基準が示されたところでございますが、私どもとしては、やはり一つの目安を持たないとなかなか進まないという部分があるので、これを一つの目安にしているところです。

もとより、市民の安全・安心を守る、特に子どもたちを守るということは、私ども行政の責務であると自覚をしているところでございます。

それから、食品の放射性物質の測定開始、あるいは放射線測定器の貸し出しについて、新聞記事を切り抜いた上でのご説明がありました。これについては、19日から受け付け始まりまして、対応するのは20日からですよということを、マスコミにもそういう投げ込みをしたのでございますが、たまたまこの新では19日から放射能測定という見出しになってしまって、誤解を生じたことに対しましては、申しわけないことであったと思います。

なお、今、申しましたように、20日から開始するという部分については、12日の週報にて広報しているところでございますし、ホームページ等でもご案内を差し上げているところでございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長 小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問ですが、まずイノシシ対策ですが、先ほど申し上げましたように、今後、有害鳥獣捕獲隊の編成や特別な支援については考えてございません。

また、エコフロンティアの問題ですが、まず1点目の防災調整池の測定は、通常の雨水のみであるため、一般事業所と同様に事業主の判断で測定すべきと考えてございます。また、排出のセシウム濃度については、我々も確認しておりますので、これについてはエコフロンティアかさまの監視委員会にて報告していただくこととしております。

議長（柴沼 広君） 教育次長 深澤 悌二君。

教育次長（深澤 悌二君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

学校施設のホットスポットにつきましては、学校ごとに実施をしております、全部で508カ所行っております。その中で、除染が必要という目安となっております0.23を超える部分については、学校ごとに除染をいただいているところでございます。

先ほどご質問がありました岩間第三小学校につきましても、側溝等の数値は、50センチとか5センチぐらいの高さで安全性を高めるために調査をしておりますけれども、0.3マイクロシーベルトあったものを0.1ということで除染をさせていただきます。

議長（柴沼 広君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 時間もないので、今までのあれを聞いていて、私がなぜこの問題を取り上げたかということ、市民の間で、食と安全と健康の問題でぴりぴりしているんですよ。電話が来たり、いろいろ行って話をしたり、それに対応するのが、ここに並んでおられる市の幹部しかいない。やはり不安にならないように十分な調査というをやっていたきたいというのが、私の願いです。

それと、岩間第三小学校、この週報は10月6日です。0.24と出ているんですよ。時々ここはこういうふうにくっと高く上がって、0.23ぐらいでいつもいて、時々こういうふうによく出る。それは日常的な問題もあると思いますけれども、ここ一番先に行ったときには0.29ぐらい、0.3に近かった。こういうところもありますので、そういうところを十分配慮していただきたいというのが私の中身です。

それで、どうしてもこの問題、この話だけでは全部終わらないとは思いますが、この間何人かの方が私の家へ尋ねてきて、顔知らない人でしたけれども、私のところに太陽光があるから見たいと言って……

議長（柴沼 広君） 鈴木貞夫議員に通告します。時間が過ぎていきますので、質問を終わりにしてください。

11番（鈴木貞夫君） いずれにしても、市民の安全を確保するというこのためには、市が大胆にそういう調査をして公表していくということが必要だと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（柴沼 広君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩し、午後1時より再開いたします。

午前 11時 49分休憩

午後 零時 59分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番町田征久君の発言を許可いたします。

その前に、7番蛭澤孝一君が退席いたしました。

19番（町田征久君） 19番議員町田です。さきに通告しました1、交通安全対策について、2、公共下水道、農業集落排水の今後の計画について、3、スポーツ施設の改善について、4、各種予防接種についてを、5、岩間支所の1階フロア事務スペースについて、以上5点について質問いたします。

前もってお願いしておきますが、私の質問事項はすべて市民から寄せられたものでござ

います。執行部も、そのことを頭に入れて答弁をお願いしたいと思います。

1、交通安全対策について。

通学路、交差点に設置してある横断旗について、ないところ、古くなっているところがある。私は前にも同じ質問をしましたが、市が定期的に循環して管理してはどうか。これについては、私、けさ寒いのに十字路で立ってやりましたが、ここの十字路では1週間、10日前から、全然1本も横断旗がありません。

(2)カーブミラーや交通安全標識について、場所により、根元部分が腐り、倒れる危険性がある。総点検を実施してはどうか。

(3)岩間地区の日吉町東に新しく信号機が設置されたが、新しい道路の利用車両が少ないため点滅式に変更してはどうか。前回のときにもこれは質問したのですが、恐らく一回つけた信号の変更は認めることができないというような決まりがあるかどうかは知りませんが、答弁をお願いします。

2、公共下水道、農業集落排水の今後の計画について。

岩間地区の春日町、第三小学校周辺の公共下水道の実施時期についてお伺いします。

また、未実施地区である押辺、山根、五霊、大網、上郷、(俗称)川北地区の整備計画はどのようになっているかお伺いします。

3、スポーツ施設の改善について。

(1)海洋センターには、現在、グラウンドの西側にトイレはあるが、反対側の東側にもトイレ設置の希望があるので、設置できないかお伺いします。

また、C面グラウンドの洗面所の設置の計画をお伺いします。C面では、土曜、日曜、夏場に向かって、相当数の小学生のクラブチーム、サッカーチームが200人ぐらいで、今もやっていますが、汗かいたりしたときの洗い場の水道がはだかで一つあるだけです。

4、各種予防接種について。

ロタウイルスのワクチンは、生後6週から24週までに2回経口投与するワクチンで、料金が2回で3万円弱かかる。少子化対策のために、無料にしてはどうかお伺いします。

(2)子どものインフルエンザの予防接種は、2回接種しなければならない。無料にするべきと思うが、市の方針をお伺いします。

3点目、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種について、市では2,000円負担しているが、料金が病院により違いがあるのはなぜか。私も、予防接種というのはほとんどしないのですが、これはばらばらでおかしいんじゃないか。負担金がゼロのもの、500円、1,000円、1,500円、私も自分で予防接種に行きまして、ここの病院は1,000円です。私も聞きました。いろいろ値段が違うんですが、中身はスーパーと同じで仕入れ価格が違うんですかとお聞きしましたら、同じだと。同じだということは、お得意さんに安くするのかと言ったら、ばかなことを言うんじゃないと怒られました。

市民は、2,000円、全然ゼロの人、それからさっき言った500円、1,000円、1,500円、こ

ういうふうなまぢまぢになっております。わかる範囲での答弁をお願いします。

5番目、岩間支所の1階フロアの事務スペースについて。

今、岩間支所の1階の事務スペースについて、現在、地域課の隣が空いているが、今後の利用計画はどのように考えているのかお伺いします。実際に皆さんも入って行って、右側の奥ががらーんとしております。一般の会社の事務所なら、何だろうという疑問を持ちます。これを市長に答弁をお願いしたい。

以上です。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 19番町田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

岩間支所の1階事務スペースについて、現在、地域課の隣が空いているが、今後の利用計画はどのようになっているかとの質問でございます。

ご案内のとおり、岩間支所の1階の事務スペースにつきましては、組織の一部見直しを行った結果、現在、地域課、市民窓口課、福祉課、農業委員会が使用しております。また、ことしの10月から保険年金課の電話催告の一部の事務を行っている状況であります。

本庁におきましては、新たな事務事業の発生に伴う事務スペースを見出すことは困難な状況にあり、笠間支所においても、震災の影響によりスペースの確保が困難な状況にある中、岩間支所の地域課わきのスペースは非常に有効なスペースと考えております。

地域主権改革でも自治体への権限移譲がうたわれており、今後ますます市町村へ移管される事務事業も多いものと想定されます。今後増大する事務事業に対応するために、新たな事務スペースが必要となることも考えられるため、市の組織で使用することを最優先として対応していきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 19番町田議員のご質問にお答えいたします。

（1）通学路に設置してある横断旗の管理を市が定期的に行ってはどうかのご質問ですが、横断するときを使う黄色い旗については、交通安全母の会から寄附していただいているもので、教育委員会を通じて各小学校へ配布しているもので、各学校では、PTAや保護者などの要望に応じて地域に配っております。

ことしは横断旗1,500本、旗を入れる缶100個を寄附していただいておりますが、小学校1校あたりにしますと、横断旗で約100本、旗入れ缶で約7個が随時新しいものになっていることとなります。

古いものが目につくとのことですが、学校からの配布物として、今でも古い旗を大切に利用していただいているものと思われまます。

この旗の設置状況につきましては、平成20年に調査しておりまして、市内に約70カ所の

設置箇所がございます。この旗の管理については、受け取った保護者や地域の子ども会などが行っておりますが、地域では、登下校時に防犯連絡員や地域のボランティアなどによる見守り活動も自主的に行われておりますので、地域の人たちみんなで地域の大切な宝であるお子さんの安全を図ろうという機運があることから、従来どおり子ども会や保護者などにより管理していただきたいと考えております。

次に、2番目のカーブミラーや交通安全標識について、倒れる危険性があるので総点検を実施してはどうかとのご質問ですが、カーブミラー、交通案内標識、それに交通警戒標識は道路管理者が設置し、交通規制標識は公安委員会が設置して、地元警察署がそれぞれ管理しているところでございます。

市管理のカーブミラーだけでも、現在、市内に3,325基ございます。内訳については、笠間地区が1,480、友部地区1,265、岩間地区580基となっております。

これらは、道路パトロールや地元区長からの要望により更新したり、新たに設置したりするなどして管理しているもので、交通安全標識等についても同様の管理をしております。しかしながら、場所によっては古くなった標識などもあると思われることから、警察と連携して点検を進めてまいります。

次に、岩間地区の日吉町東に新しく設置された信号機を通行量が少ないので点滅式に変更してはどうかとのご質問ですが、笠間警察署に問い合わせましたところ、信号機を点滅式にした場合、歩行者の信号は点灯しないことになるとのことでした。横断する歩行者の安全を考えた場合、信号機がある場所で歩行者用の信号機が点灯しないというのは、安全管理上、歩行者への影響が大きいことから、点滅的への変更は難しいと考えております。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 町田議員の質問事項2番目、公共下水道、農業集落排水の今後の計画についてご説明申し上げます。

一つ目の、岩間地区の春日町、第三小学校周辺の公共下水道の実施時期につきましては、現在の公共下水道整備認可区域内となっておりますので、下水道への接続意向調査を実施し、平成26年度末の供用開始を目指し、下流側から順次整備を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の、未整備地区の押辺、山根、五霊、大網、上郷、川北地区の整備計画でございますが、押辺、山根、五霊、大網地区はいずれの地区も公共下水道の全体区域に、上郷、川北地区については農業集落排水事業の整備計画区域になっております。

今後の整備計画については、社会情勢の変化や人口減少を踏まえ、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽区域の笠間市生活排水ベストプランの見直しを行ってから整備計画を立ててまいります。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 19番町田議員のご質問にお答えいたします。

海洋センターの東側にトイレの設置ということでございますが、現在、B & Gグラウンドにつきましては、ご存じのとおり、利用しやすいようグラウンドのほぼ中心部に1カ所設置してあります。また、近年トイレの改修を図り、衛生的で利用しやすい状況となっておりますので、当面、現状のままご利用いただければと考えております。

また、C面のグラウンドに洗面所設置の計画とのことでございますが、現在、B & Gグラウンドには4カ所の水道施設がありますが、C面付近にはターゲットバードゴルフ場わきの水道施設がありますので、屋外用手洗い台を設置してまいります。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 19番町田議員の各種予防接種についての質問にお答えいたします。

まず、ロタウイルスのワクチン接種の無料化についてですが、ロタウイルスは、ノロウイルスと同じように下痢などを引き起こす感染症の原因となるウイルスの一つであり、生後6カ月から2歳を感染のピークとして、5歳までに95%以上の乳幼児が感染すると言われております。しかし、大多数の方は特に治療を行わなくても回復しますが、まれに症状が重く合併症を併発した場合には、入院が必要になることがあります。

また、ロタウイルスには多くの種類、型があり、異なる種類のウイルスに何回かかかることがあり、世界保健機構では、重症化予防として定期接種にロタウイルスワクチンを導入することを推奨しております。

しかし、日本における乳幼児向けロタウイルスワクチンについては、今年7月に初めて製造販売が承認され、任意予防接種が可能となったところであります。また、発症予防に関する有効性やワクチン効果の持続性、副反応等の集積も少ない現状であり、国、厚生労働省における定期接種への検討も現時点では全く行われていない状況であります。

このようなことから、現時点では、地方自治体として助成対象とするような状況には至っておりません。

次に、子どものインフルエンザ予防接種の補助についてであります。予防接種法に基づく定期予防接種インフルエンザの対象者が65歳以上の方となっており、子どもは任意接種の扱いから、補助は行っておりません。

最後に、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種の料金についてですが、予防接種は病気に対する治療ではなく健康保険が適用されませんので、接種費用については各医療機関が自由に設定できるため、異なった料金となっております。

議長（柴沼 広君） 19番町田征久君。

19番（町田征久君） 再質問いたします。

カーブミラーや交通安全標識については、交通安全母の会やいろいろの区、それらが総点検をして、すべて区長が市役所に報告し、直してもらおうというのが現実です。

3番目の岩間地区の日吉町東に新しく信号機が設置されましたが、岩間の駅の方から来ると、丁字路で、右側から来る車はほとんどないわけですね。それで、あそこは通勤時間帯には信号無視が往々にして多く見られるということです。これは実際に現場を見てきたのですか、それをお尋ねします。

4番目の各種予防接種ですが、65歳以上のインフルエンザ予防接種については、余りはっきりした答えではないと思うのですが、私が聞いているのは、ゼロ円と500円、1,000円、1,500円、なぜそういうふうにてこぼこな料金ができるのかということです。答弁できないと言えば、それで結構なんですよ。それはその病院の設定によるんでしょうからと、私が聞いたときに、その病院の医者は言っているんですから。きちっと言ってください、うやむやな答弁ではなく。

それから、ロタウイルスのワクチンですが、実際にお産でお金がかかった後、3万円弱の予防接種をする夫婦は大変だそうです。任意なものですから、やらないと。すべて予防接種というのは、はっきり言えば健康保険が安くなるわけですよ、予防接種をして病気にかからなければ。最終的には市だの会社が得をするわけです。特に生後の子どもに対しては、少子化対策の観点からも、無料という形を将来的にとってはどうかと思うのですが、いかがか。

それから、3のスポーツ施設の改善について、海洋センターにはグラウンドの西側にとというのは、教育長、11月19日、雨が降っているのに中学校のソフトボール大会が実施されました。遠いところでは、郡山の方から大型バスで来ております。教育次長は、一つの会場で年間に何人使用しているから、どここのグラウンドから比較したらあの小さい女子用のトイレで十分だという考えじゃないかと思うんですよ。教育長も教育次長も数字だけの計算で答弁をしているんだと思います。女子便所は二つしかないですよ。

それで、教育次長にお伺いしますが、近隣のスポーツ施設を見てきましたか、今までに。私は、ソフトボールの部長を何十年とやっていて、南は取手、五霞村、北は高萩、ありとあらゆるスポーツ施設で大会を引率して行ってきました。今度も、小美玉市の希望ヶ丘グラウンドというところ、3面のグラウンドがあります。そこにも2個あります。

だから、教育次長、これは地元でやるスポーツはいいと思うんですよ。だが、郡山から大型バスで5時に来る中学校の生徒、これは選手が20人としても、きょうのソフトボール大会には恐らく平均して3人として270名の人 coming いるわけです。選手ばかりではないんですからね、次長。父兄も応援も入れたら大変な数なんですよ。そういう大きい大会を岩間のB & Gグラウンドで実施したいので、ぜひ今度はトイレを東側にお願いしますと各部長から来ております。あそこは、さっき言われたとおり柿橋グラウンドから比較したら人数は少ないでしょう。人数だけではないです。中身ですよ。大会を開催する人数の中身、

男子と違って女子というのは、60分の試合が始まって、3会場で実施したら、1時間の試合終わる同時にトイレに駆け込む。非常にかわいそうでした、雨が降って。

あのトイレは非常に小さいから、ほかのスポーツ施設の会場のトイレから見たら。私に言わせれば、口悪く言わせれば山小屋のトイレだ。行って見ましたか。行ってみてくださいよ。実際に現場を見てから、これは必要だと。ただ、町田議員が質問するからそのときだけ答弁しておけば次回は何とかなっぺという腹が見え見えだから、私は腹が立つんですよ。ひとつ真剣にお願いしますよ。

それから、岩間支所のスペースですが、確かに行ってみたら右側は広いですよ。あそこへ教育委員会のプレハブできた。恐らくこっちの笠間支所が新しく新築されるでしょうが、なるべくお金のかからない、現在の施設を最大限有効利用するということを念頭にやってみてもらわないと、市民は見ておりますから。何ですか、あの岩間の支所ががんがんで。人が随分減ったねと。確かに減ったことは事実なんですね。

それから、C面のグラウンドの洗面所の設置というのは、さっきも言ったとおりこれは笠間地区ばかりではないですよ。美野里だの小美玉だの、方々の地区から夏場になると集まってきて、今でもやっていますが、これはお母さん、お父さん、父兄の方がごっつり来てやっているわけですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 19番町田議員の再度の質問の中で、日吉町東交差点の現場を見たのかということですが、私も何度か見ております。確かに議員ご指摘のように、県道水戸岩間線に比べて、市道日吉町古市線の通行量は今のところ少ないことは実感しております。

しかし、その際に私も信号の長さを計測したのですが、県道側から見ると、車道にして青が50秒、赤が20秒ということで、これは一、二度の計測なので、それが固定かどうかかわからないのですが、この数字を見ると、とりあえず交通の実態に合わせてあるのかなと思いますので、今すぐに点滅式というのは難しいので、その辺も配慮しているのかなと思っています。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 町田議員の再度のご質問にお答えいたします。

トイレの設置の質問ですが、トイレの設置に当たりましては、特に基準等はございません。ただ、B & Gグラウンドに設置する場合には、浄化槽の設置が必要かと思っております。この浄化槽については、バクテリアで浄化するというので、ある程度の規模に対して汚水量が必要になります。そういう中では、適度な利用ですか、そういうものも必要になっております。過大な施設をつくると、機能が低下して浄化槽が発揮できない。規模の小さいものをつくるとあふれ出してしまうということで、非常に管理上問題があるかと思ひます。

仮に大きな大会、今までもB & Gグラウンドでいろいろな大会やったかと思いますが、その際には仮設のトイレ等で対応していただいていたかと思います。

幸いに海洋センターがございまして、その中のトイレを使っただき、現在のまま、また大きな大会があった場合は仮設トイレで対応していただきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 町田議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、65歳以上のインフルエンザの予防接種の料金についてでございますけれども、自由診療であるということで、料金設定は医療機関ができるということでお答えを先ほどいたしました。

その原因となるものが、仕入れ価格なのか、それとも医療機関がおまけをしているのか、その辺の部分については、私どもで関知する部分ではありませんので、そういう意味ではお答えはできないということでございます。

それから、ロタウイルスのワクチンについては、病気にかかってからでは医療費が非常にかさむという観点から、ワクチンの予防接種を無料にして病気をなくすということできないのかという趣旨かと思いますが、定期接種等により国で制度化された予防接種につきましては、当然のことながら、予防接種率を上げることによって病気の蔓延防止、それから医療費の抑制ということに貢献できると考えております。

しかし、今回のロタウイルスのワクチンにつきましては、ことしの7月に承認されたばかりということでありまして、現実的に11月の末ぐらいから病院でやっと始まったところであるという状況で、国の方でも、それを定期接種にするかどうかという議論さえもまだされていないということでございます。国で議論する目的としましては、費用対効果だったり、それから副反応のありなしだったり、さまざまな観点から議論をして定期接種にするという工程が踏まれます。

そういう観点から、現段階ではまだ何とも言えないという状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

19番（町田征久君） 以上で私の一般質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 町田征久君の質問を終わります。

次に、3番小磯節子君の発言を許可いたします。

3番（小磯節子君） 3番小磯節子です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、3月11日の東日本大震災におきましては、早いもので師走の月を迎え、そしてまた9カ月を迎えようという今日でございます。そういう中で、笠間管内におきましても早いを復興を願うものでございます。

さて、一般質問に入らせていただきます。

地場農産物振興拡大事業について。

地場農産物振興拡大事業については、平成23年度行政評価外部評価報告書で、地場農産

物の生産振興を図り、学校給食の食材提供拡大や地産地消の推進、栽培技術の承継など、また生産者の組織化により農業経営の安定化を図るに当たって必要な事業であり、「現行どおり継続」との内部評価が示されています。これに対し、外部評価では、地産地消は教育委員会や栄養士などと十分協議して対応するべきであり、「改善し継続」との評価が出ました。この結果を受けて、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

二つ目に、外部評価委員会から、学校給食については、地産地消に対応できる栄養士の育成に向けて教育委員会と協議に臨むべきとの意見が出されましたが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

大きな2番目としまして、県道上吉影岩間線の堅倉街道踏切の改良工事について。

県道上吉影岩間線の堅倉街道踏切、通称春日町踏切の改良工事については、平成21年第4回定例会の一般質問で、県と協議を進めながら踏切改良を要望していくとの答弁がありましたが、その後の進捗状況と今後の見通しはどのようになっているか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 3番小磯議員のご質問にお答えいたします。

地場農産物振興拡大事業の一つとして、学校給食への地場農産物の納入を実施しておりますが、野菜の生産量が少ない笠間市では、生産者の育成や収穫量の確保が課題となっているのが現状でございます。

また、学校給食へ納入する農産物については、規格、品質などの統一が求められることから、茨城県青果物標準出荷規格を参考にしながら栄養士と協議を行い、市独自の学校給食出荷規格表を作成し、生産者の協力をお願いしております。

今後、栄養士等に対し地場農産物の紹介や生産者との交流など、地産地消の取り組みを通じて地場農産物への理解を深めるとともに、教育委員会や栄養士と十分な協議を行い、学校給食への納入数量の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 3番小磯議員ご質問の県道上吉影岩間線の堅倉街道踏切の拡幅についてでございますが、この踏切は、JR常磐線岩間駅の西側に位置し、幅員が4.5メートルと狭く、朝夕の通勤通学の時間帯には自動車と歩行者等が交錯し、大変危険な踏切となっております。

本市といたしましては、鉄道で東西に分断されている岩間地区中心市街地を結ぶ大変重要な踏切であり、両市街地の均衡ある発展には踏切の拡幅が必要でありますので、これまで道路管理者の茨城県に踏切拡幅について要望をしてまいりました。

茨城県では、現在、県道上吉影岩間線の押辺地内の未改良区間約860メートルが平成24

年度の工事完成を予定していることから、堅倉街道踏切の整備については、この区間の工事完成後に事業を進めてまいりたいとのことでございます。

また、県道上吉影岩間線は、市道（岩）中325号線との重複認定路線でありますので、踏切東側の取りつけ道路の整備につきましては、茨城県と笠間市が連携しながら、一体となって事業を推進してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、引き続き茨城県に対し、堅倉街道踏切の早期事業化に向けて要望をしてまいります。

議長（柴沼 広君） 3番小磯節子君。

3番（小磯節子君） ありがとうございます。今、農政部長からお話がありましたけれども、今回、地場産で、私たちも一つの事例として栽培したことで少しお話をしてみたいなと思います。

農政課とJAと普及センター、そして生産者と、一体になってジャガイモを提供するよという形でやりましたけれども、いよいよ最盛期、出荷時期になって、大きいジャガイモしか要らないよというようなことがありまして、私たちはどうしたものかなと、こんなにいっぱいつくって。250グラムというと、かなり大きいんですよ。それしか要らないということになると、生産者は困ってしまいました。

私は、このことについて、農政課と教育委員会が一体となった連携がとれてないなということを感じました。お互いの言い分をよい方向性を持って話し合いをすれば、確かに機械に入れるから大きいものだよと。しかしながら、その次の段階のものも取り入れてやるのも、これは栄養士の方に回ってきてしまうのですけれども、そういう地産地消を推進されているのでありますから、農政課の方も少し頑張っってその先を続けていければいいのかなという気もいたします。

給食センターの部長いわく、悪口になってしまうんですけれども、ジャガイモなどは大きいものは幾らでも市場へ行けばあるんだよと。それではせっかく市が推進している方向性に持っていけないのかなと私は思いました。そういう言葉自体がおかしなことではないかなと、この地産地消を推進しているに当たって、そうしみじみと思いました。生産者の皆さんには本当に悪いことをしてしまったなというのが、23年度の私たちの地産地消の提供の役割でありました。そういうときには栄養士さんの所長などは、今度そういうことがやり始まったといえ、そのほ場へ来て見るぐらいの気持ちがあってもよかったのではないかなと私は思います。

また、栄養士さんについてはしっかりと勉強を、機械に通すばかりが栄養士の役目ではないと思います。小さいものであっても、今、そしゃく回数とって、子どもたちは今非常に顔が小さく、あごが小さく、そういうところで歯並びなども悪くなってしまいうのは、永久歯が出る時、乳歯がまだ抜けないで永久歯が出てしまう。そういうところから発育が少し悪い。また、小さいものであっても、栄養士の部分で大きなものをぱくぱく

とかませる、そしゃくの回数を多く取り入れるのが、私は栄養士の役目かなと思います。そういう形でやっていただければ、子どもたちの歯並びも悪くならない、また頭もよくなる、いろいろな相乗効果が出るのかなと思いますので、しっかりとその辺は栄養士の皆さんも勉強をしていただければいいのかなと私思います。

そして、今回、筑西下館学校給食で、給食甲子園という大会があるんですね。これ11月に行われたのですけれども、26歳の栄養士さん、そして調理師は38歳というまだまだ若い栄養士さんと調理師、それが一体になって全国大会へ、関東甲信越ブロックから2校のうちの1校が県内の筑西の給食センター、下館の。そういうこともありますので、地場産をしっかりと取り組んだ学校給食だなというのをしみじみ思いましたので、そういうところから、我が笠間市もまだまだ農業のできる場所でもありますので、栄養士の皆さんも、生産者と一緒になってそういう勉強の方法があつていいのかなと思います。そういうところを二、三点回答お願いいたします。

また、踏切街道につきましては、やるよという方向性もありましたので、市長においては、最後、どのような考えでいるか、市長の答弁も聞いてみたいと思います。

以上、お願いします。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 小磯議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

まず、地産地消の関係で、栄養士関係でございますが、学校給食法が平成21年4月に改正され、食育の推進、それから栄養教諭が中心となって学校給食で地場産農産物を活用することといった内容が盛り込まれました。そのため学校栄養士は、これまでに県や市内栄養士による研修会を通し地産地消に関する理解を深め、その推進のための献立づくりなどについて研修をしてまいりました。

学校給食へ地場農産物を取り入れることは、食育を推進する上でも非常に重要であり、今後は、生産者の方々と給食現場の意見交換により相互の理解を深め、給食側のニーズにこたえた農産物が提供されるよう体制づくりを進めていただきたいと思いますと考えております。

先ほど給食甲子園という話がございましたが、昨年度、岩間の給食センターの栄養士、調理員が提案した内容も同じく全国大会に出ております。

それから、野菜の規格外の件でございますが、前の定例会の中でも答弁申し上げてありますが、学校給食は調理をしてから2時間で食べてもらわなくちゃならないという規定がございます。配送時間、そういうものを考えますと、調理時間に制限が出てきます。学校給食センターについては、大量に処理しますので、どうしても下処理を機械で処理いたします。そういう関係で、野菜がふぞろいなものがあつた場合に、その大きさに合わせてセットして刻んだりするわけでございますので、ある程度の規格がないとなかなかその下処理作業ができないということでございます。そのようなことから、規格品での納入をお願いしているところでございます。

今現在は、昨年10月から岩間給食センターの地産地消をお願いいたしまして、おおむね良質な食材を納入していただいております。そんな中で、先ほどありましたジャガイモについては、若干その辺の行き違いがあったかと思えますけれども、センターの方では、ある程度大きい2Lでお願いしたいということで考えていたと。若干そういう相違があったということで聞いております。

今後は、生産者の皆様方と、先ほど申し上げましたように、交流を図りながら推進してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 3番小磯議員の質問にお答えをいたします。

岩間地区の堅倉街道の踏切については、先ほど部長が申し上げたとおりでございます。

その前に、現在、笠間市の中では、宍戸の踏切と、この岩間地区の堅倉の踏切と、笠間地区の稲田の踏切と、この三つが大きな課題になっております。以前も議会での答弁にお答えしたと思えますが、宍戸の踏切については、25年度の事業採択に向けて取り組みをしているところでございます。同じ時期に二つというわけにはいきませんので、その後の対応になっていくかなと思いません。前後の道路拡幅等も必要になってきますので、この辺を十分県と協議を詰めながら対応していきたいと思えます。

それと、質問はいただいておりますが、今の給食の地産地消の問題でございます。これについては、市の方でも合併以後取り組みをさせていただいておりましたが、なかなか思うように進まない現状がございました。そういう中で、岩間給食センターの方で、地元の食材、農産物を使うということでスタートをしたわけでございます。

私は、小磯議員の今の話を聞いておまして、それぞれ役所の中も含めて連携がちょっと足りないのかなという感じを持ちました。給食センターは給食センターなりにももちろん取り組んでおるわけでございますが、給食センターやら栄養士やら、市の方でありましたら担当の学務課とか農政課とか、それに生産者とか、こういうのが全員入った話し合いの場をきちんと持って、どういうものをつくったらより学校給食で使いやすいのか。多分小磯さんたちもジャガイモにこだわっているわけではいと思えますので、どういう農産物が導入しやすいのか、生産者がどういうものなら作りやすいのか、そういうことをしっかり話し合っていくことが私は必要ではないかなと思えます。そういうことで、指示をさせていただきたいと思えます。

議長（柴沼 広君） 3番小磯節子君。

3番（小磯節子君） 機械にとられわたことをちょっと話しましたがけれども、前もキュウリのことでもやりましたけれども、市町村は言えないですけども、聞いてみましたらば、やはり管内全部の生徒に一気に提供するという事は避けているという栄養士の話。それはなぜかという、やっぱり安全・安心で、一度に提供したときに、もし間違ったときに

みんな子どもが一度にぐあい悪くなってしまうということなので、ローテーションを組んでやっているんだよというお話も聞きました。そういうことを取り入れた場合には、きっと機械ばかり頼らなくても、規格外というか、今回はジャガイモにとらわせていただきましたけれども、ジャガイモだって小さいものをしっかりと食べさせる方法があるんですよ。よく給食で私たちはやっていますけれども、消費者もおいしいという形で売れ筋よく抜群にいらっていますけれども、一つのを与えてやれる料理などもしっかりあると思いますので、機械ばかり頼らないでやるのも、これから生産者と一緒になってできる対策ではないかなと思います。

以上、終わります。

議長（柴沼 広君） 3番小磯節子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、2時5分より再開いたします。

午後1時53分休憩

午後2時04分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

13番（石松俊雄君） 13番、市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

私は、さきの9月定例会で、公共施設のファシリティマネジメントの必要性について一般質問いたしました。それは、5年後に、さらに5年間の暫定期間を終えて合併特例がなくなるという笠間市財政の現状を見たときに、重くのしかかっているのが公共施設であるにもかかわらず、大規模修繕や更新の財源が用意されていないことへの対応が必要であると考えたからであります。

その質問の後、市総合計画後期基本計画の素案に、財政運営の新規事業として保有資産の有効活用及び適正管理という項がつけ加えられました。こうした執行部の真摯な姿勢には敬意を表するものであります。

しかしながら、それだけでは不十分であり、現行の管理運営経費の圧縮、運営の効率化、収入の確保も図っていかねばなりません。

私は、そのツールとなるのが、指定管理者制度ではないかと考えております。

そもそも、指定管理者制度は、単純な業務委託とは異なり、直営が原則であった公共施設の管理運営を効率化するため、平成3年に出资団体による管理へ、そして平成15年には民間事業者施設利用許可と利用料金徴収、いわゆる行政処分の権限をゆだねる指定管理者制度という地方自治法改正による構造改革として導入展開されてきたものであります。

しかし、この制度の歴史的な役割と意味は、制度発足後8年を経過した今日でも、十分

には理解をされていないのが実情で、全国では課題も明らかになっています。経費削減のみを迫るばかりに、事故が起こったり、指定管理業者が辞退したりという事例も生じております。

そうした中、昨年末に総務省からは適切な制度運用を求める通知が出され、改めてこの制度の目標は、単なるコスト削減ではなく、住民サービスの向上にあることが示されました。

そこで、通告1問目のこれまで運用してきた本市の指定管理者制度の評価と今後の指定管理者制度の最適化について、3点にわたって質問いたします。

まず、1点目に、これまでの本市における指定管理者制度の実績について、市としてどのような評価をされているのかお聞きいたします。

2点目に、指定管理者の評価がどのように行われているのか。モニタリングの現状と公表、評価の対象と評価指標、設置目的に応じた評価がされているのかどうか。利用者懇談会の開催、指定管理者のレベルアップについて、どのようになっているのかお尋ねいたします。

また、道路法、河川法、学校教育法等、個別の法律によって公の施設の管理主体が限定される場合は、指定管理者制度をとることができないとされております。したがって、教育委員会が管理する施設は、小中学校のように学校教育法の規定により指定管理者制度を導入できないものもありますが、公民館、図書館など社会教育施設については、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能という文部科学大臣の発言にも見られるように、法的にはすべての施設で指定管理者制度の導入が可能という考え方もあるようでございます。自治体によっては、教育施設を指定管理者へという動きもあります。

そこで、3点目として、笠間市教育委員会としての指定管理者制度に対する考え方をお聞かせください。

次に、通告2問目、笠間市の福島第一原発事故による放射能汚染対策についてであります。質問に入る前に、私どもは、11月23日、友部公民館大ホールで、「放射能から子どもたちを守るために」というテーマのシンポジウムを開催いたしました。その際に、山口市長からもごあいさつをちょうだいしましたこと、また飯島教育長と危機管理室からもシンポジストの参加をいただいております。市並びに教育委員会のご後援とご協力に改めて感謝を申し上げます。

さて、市の放射能汚染対策についてであります。6月定例会で、私は、正確な情報と正しい知識に基づいた対策を実行していただきたいということ、市行政も市民も今回の原発事故による被害者であり、その意味で、市と議会と市民が一緒になって東京電力へ原発事故の責任を迫る必要があるということをお聞きさせていただきました。

あれから半年が過ぎましたが、今ほど述べましたシンポジウムでの問題提起や討論、参加者からの意見や質問、感想などから、改めて、行政と市民が話し合い、協働することの

必要性を感じているところであります。

同時に、毎時0.23マイクロシーベルト以上の空間放射線量を測定した場合に、市としてどう低減対策を行うのか。ミニスポットがないのかどうか、もっと細かい計測が必要であること。市民から寄せられた情報に市としてどのように対応していくのか。食品への対応をどうするのか等々、課題も明らかになっております。

そこで、午前中の鈴木（貞）議員の質問との重複を避けるため、以下3点に絞って伺います。

1点目は、放射線測定について、これまでの測定結果から何が言えるのか。つまり、市としての笠間の汚染現状について、どのように分析しているのか教えてください。あわせて、市の独自基準の必要性に対する考え方と、今後市民参加も含めた測定作業を取り組む考えはないのかどうか、ご答弁をいただきたいと思っております。

2点目は、除染について、400地点での測定に基づく市内の汚染状況が把握できるマップを作成中とのことですが、いつまでにつくる予定なのか教えてください。また、放射線量が基準値を超えた場合の市の対応方針と市民向けの除染マニュアルをつくる考えはないのかどうか伺います。

3点目に、食品の測定について、放射性物質測定器の購入に伴い、学校給食食材の検査品目をふやすことはできないか。また、測定器の検出限界値が1キログラム当たり30ベクレルでありますから、検査基準値について、国の基準ではなく市の独自基準を設ける考えはないのかどうか伺います。

学校給食食材については、今後、市の測定器で検査することになると思っておりますが、その際、これまで検査してきた茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターで使用している測定器との検出限界値の差による検査精度の違いが出ないのかどうかお伺いいたします。

次に、3問目の電力自由化に対する取り組みについてであります。

8月26日に、国会で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる再生可能エネルギー法が成立いたしました。この法律制定の際、発電と送電を分離すべきという議論がありましたが、今のところ先送りとなっております。

しかしながら、電力を買うに当たっては、既に平成7年から自由化されており、平成17年には50キロワット以上の需要家も電力の購入先が選べるという、大口需要家に限定されていた電力の自由化の規制が大幅に緩和をされました。東京電力などいわゆる地域電力会社9社のほかに、電力を供給している特定規模電気事業者、PPSと言われますが、これは現在50社ございます。この法律の成立により、今後さらにこういった事業者がふえることが予測されています。既に、中央官庁の多くはPPSからの購入を取り入れており、東京都でも積極的にPPSからの購入に取り組んでおります。

立川市では、競輪事業でPPSに切りかえたところ、それまでの73%の価格で電力を購入でき、1年間で電気料金が1,700万円も節減できたということでもあります。

そこで、2点お伺いいたします。

現在、笠間市では、50キロワット以上で自由化の対象となる施設はどのくらいあるのでしょうか。また、わかれば、それらの年間の電気料金についても教えていただきたいと思っております。

2点目は、笠間市も積極的にPPSからの電力購入を考えてもよいのではないかと考えますが、市のお考えについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、13番石松議員のご質問、指定管理者制度の最適化と評価システムについてお答えを申し上げたいと思っております。

まず、指定管理者制度の実績についてどのように評価しているかということでございますけれども、笠間市では、公の施設85施設のうち、20施設が指定管理者制度を導入し、管理運営を行っているところでございます。

指定管理者制度を導入した施設は、民間事業者の創意工夫により利用者ニーズへの対応がされ、市民サービスの向上が図られるとともに、施設管理に要していた市の職員の効率化が進んだことから、一定の効果があったと考えております。

平成22年度の管理運営の実績といたしましては、おおむね施設の有効活用が図られておりますけれども、利用者の減少があった施設につきましては、原因の分析と利用者の増に向けた対策が必要であると考えております。

また、各施設の収支につきましては、収入の確保やコストの削減が取り組まれたわけでございますが、収支のマイナスになった施設もあることから、今後も効率的な運営を行うための改善努力が必要であると考えているところでございます。

活動状況といたしましては、各施設におきまして、各種大会、教室の開催、外部団体との連携した事業などが積極的に実施されております。また、東日本大震災に際しましては、各施設におきまして、指定管理者の的確な判断のもとに利用者の避難などが行われ、安全が確保されておりました。

利用者からの評価といたしましては、利用者の要望等に対応した事業の開催、それから利用者との意見交換会を開催し要望に対応したことから、おおむね好評を得ていると感じております。

このようなことから、指定管理者制度を導入した施設につきましては、市民サービスの向上や管理運営の効率化が図られていると考えているところでございます。

次に、指定管理者の評価はどのように行われているかについてでございますけれども、指定管理者が施設を適正に管理運営していくための手段及び方法を具体的に示した指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針に基づき、モニタリング及び評価を行ってお

ります。

モニタリングの現状と公表につきましては、指定管理者が行うモニタリングとして、清掃、機械点検、施設の利用状況、料金の収納状況の確認、それから苦情、トラブル等の記録から毎月自己評価を行っております。

また、市が行うモニタリングといたしましては、毎月または四半期ごとに施設への立ち入り、それから業務報告の内容を確認して評価する、二つの方法をとっているところでございます。

事業を実施した翌年度には、指定管理者からの報告書に基づきまして、市のサービスが維持できているかどうかを評価いたしまして、さらに、その結果を業務評価書として指定管理者に通知するほか、外部委員会であります笠間市公の施設指定管理者選定委員会に報告をいたしまして、管理運営に関する助言をいただくとともに、市のホームページにおいても公表をいたしております。

また、評価の対象と評価指標についてでございますが、業務の従事者、それから法令の遵守など、指定管理者業務の基本的な要素や施設の維持管理、施設の利用、自主事業などを標準的な評価の対象といたしまして設定し、評価の指標は各項目ごとに適否により評価をいたしております。

次に、設置目的に応じた評価がされているかということについてでございますが、条例や施設の性質を踏まえまして、指定管理者の自己評価、それから施設所管課の評価、指定管理者選定審議会での助言をいただいていることから、設置目的に応じた評価がされているものと考えております。

また、利用者懇談会の必要性についてでございますが、利用者の意見や要望を把握するため利用者アンケートを原則実施するということになっておりますけれども、施設の特性、施設の設置目的を勘案いたしまして、利用者との懇談会、あるいは面接などを行っている施設もございます。

また、指定管理者のレベルアップにつきましては、サービスの提供者であります指定管理者は原則公募としているほか、その指定期間を3年から5年程度といたしまして、定期的な更新を行うことで競争性を働かせるとともに、指定管理者の指定後は、モニタリングの徹底、それから施設所管課と指定管理者による定期的な協議、それから調整会議等を実施することで、レベルアップが図られているものと考えております。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 13番石松議員のご質問にお答え申し上げます。

教育施設への指定管理者制度の導入の考え方でございますが、平成15年度に地方自治法の一部改正に伴い指定管理者制度が導入されたことにより、民間への委託が可能となり、教育委員会が管理する施設においても、平成20年度より笠間市総合公園等の社会体育施設

の一部について指定管理者制度を採用しております。

その他の教育施設への制度導入への考え方でございますが、指定管理者制度のメリット、デメリットは、市の施策や地域の社会経済の環境、施設の立地、規模、年数等によって異なります。そのため、指定管理者制度を導入することによって、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上や管理運営経費の削減による市の負担の軽減といった制度の趣旨に合うかどうか、それぞれの施設ごとに検討を進めていくことが必要であると考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 13番石松議員のご質問にお答えしたいと思います。

笠間市の福島第一原発事故による放射能汚染対策についてということでございます。

まず、放射線量測定について、これまでの空間及び土壌の放射線量測定結果から何が言えるのかというご質問でございます。

放射性物質による影響はあるものの、現在の状況から、市民の日常生活は通常と同じで差し支えないと判断しているところでございます。これらについては、環境省が法律整備のため国の検討会で参考資料として示した航空機モニタリング調査結果、茨城県が隔週実施している空間放射線量の調査結果、笠間市が独自に実施している空間放射線量の調査結果等から判断しているところでございます。

次に、市の独自の基準を設ける必要があるのではないかとのご質問でございますが、県内においても、比較的空間放射線量の高い自治体では、独自の基準を定め、除染対策を講じているところではあります。笠間市は国の基準により対応してまいりたいと考えております。

放射性物質の対策は、一自治体で対応するのは困難であり、国の基準で対応することの方が混乱を招かないものと判断しているところでございます。したがって、現時点では独自の基準を設ける考えはございません。

次に、市民参加も含めたミニホットスポットの発見作業の必要性でございますが、現在、簡易放射能測定器を貸し出すことで準備を進めており、これらから場合によってミニホットスポットの発見などの可能性もあるものと考えております。

次に、市内の汚染状況でございますが、市内の約400ポイントでの空間放射線量の測定調査作業は現在までにほぼ終了しており、空間放射線量マップとして今月中に公表できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、数値が国の基準を超えた場合はどう対応するかとのご質問でございますが、さきの調査結果からも、市内全域での面的な除染は必要はないものと考えておりますけれども、公共施設等で局所的にミニホットスポットがあった場合は、国の考え方や原子力アドバイザーの助言をもとに、必要な除染を実施してまいりたいと考えております。

次に、市民向けの除染マニュアルを作成しないかというご質問でございますが、国が示す除染の方法を週報やホームページ等で市民の皆様へ周知していくとともに、市民向けのパンフレットを作成し、公共施設等で頒布してまいりたいと考えております。

次に、給食食材の測定品目をふやせないかというご質問でございますが、給食食材については、給食ミキサー検査により検査していきたいと考えております。

次に、食材に関する独自の基準を設定するのかというご質問でございますが、国が示す基準、いわゆる暫定基準に基づき対応してまいりたいと考えております。

続きまして、電力自由化に関する取り組みについてでございます。

まず、50キロワット以上で自由化の対象となる市の施設は市内にどのくらいあるかでございますが、市施設で契約電力が50キロワット以上の施設は、市役所庁舎のほか、各小中学校、図書館、公民館、保健センター、上下水道施設など61施設でございます。

なお、これらの施設の年間の電気使用料は、まだトータルとして把握しているところではございません。

二つ目のPPS特定規模電気事業者からの電気購入は考えないかということでございますが、PPSは平成23年11月現在で全国で47社の登録がございます。これらの事業者からの入札による電力購入のメリットとしましては、電気料金が安価になる場合もありますけれども、今考えられるデメリットとしましては、電力の安定供給が得られるかなどPPS事業者の電力供給能力や、地域によっては購入できない事業者もあることや、一般電力会社の送電線を介して電気を購入することになるため、電力会社の送電線の使用料が電気料金に含まれることなどから、効果についてさらに調査を進め、導入について検討してまいりたいと考えております。

食品検査システムの精度についてでございます。食品測定器の測定限界値が、茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターと同じように確実なデータが得られるのかというご質問でございますが、笠間市が導入した食品の放射性物質測定器は、市民に食に対する不安を払拭していただくために購入したものでございまして、研究機関等の測定環境もないということから、証明書を発行するというような専門の検査ではございません。あくまでも安全性をチェックし、市民の皆様の不安を解消していくという目的で検査を実施するものでございます。

議長（柴沼 広君） 13番石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） まず、指定管理者のことについて伺います。

教育委員会における指定管理者制度の考え方については、はっきりしなかったのですが、メリット、デメリットについては施設によって、環境によって異なるから、必ずしも導入するとは限らないということは、導入する可能性もあるというふうに、そういうふうにとってもいいのかどうかということだけは、ちょっとご答弁の確認をとらせていただきたいなと思います。

それから、指定管理者制度については、随分と私の個人的な感覚と……私の感覚は多分市民感覚だろうと思いますけれども、公室長の答弁した感覚とはかなり差があるなという気がしております。

確かに、経営効率の面で言えば、効果が出た部分もないわけではないかなと思うのですが、先ほど質問の中でも述べましたけれども、民間の活力を活用することによって住民サービスを向上させていくというもう一つの目的があるわけですが、そちらの方が、いわゆる民間委託と比べてどうなのかということを知りたいわけですね。

実は、皆さんご承知のことですが、議会の中でも指定管理者制度特別調査委員会をつかって、指定管理者になっている施設をいろいろ見て回りました。指定業者とも話をしてまいりました。それから、評価をされている評価の資料についても、私も一通り目を通してきたんですね。別に問題はないんですよ。評価も公平にされているし、きちんとされているんですけども、ただ、どうしても民間委託と指定管理者は何が違うのかというのが、客観的に見てははっきりしていないというのが、私は今の笠間市の指定管理者の現状ではないかなと思うんですね。ずっとそれが何でなのかということをも考えてまいりました。

結局、結論に至ったのは、評価とは言えけれども、きちんと運営や業務がやられているのかどうか、住民の要望を聞いているのかどうか、いわゆる監視、点検というのはやっているんですけども、指定管理者業務自体を向上させていって、民間の力を入れて向上させていって、住民サービスが上がったのかどうかそのチェックをするシステムが、私はこの評価システムを見たんですけども、そういうのがないんじゃないのかなという気がしています。

その意味で、設置目的に応じた評価がされているのかと伺いましたけれども、これは自己評価任せであり、指定管理選定委員会等々にも報告はされているんですが、その委員会の中で、その施設の設置目的がどこまで達成されたのかということの評価はどこにも出てきてないんですね。

今般、私も評議委員会になって、総合計画後期計画の議論を一緒にさせていただいておりますが、この中で特に目玉となっておりますのは、PDCAサイクル、いわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクションというサイクルをきちんとさせて、住民の意見をきちんと入れて評価システムをつくっていこうということがかなり強調されているんですね。

それと、もう一つは、私は高く評価をする部分ですけども、満足度調査もやりますということも言われているわけですね。総合計画が市民の満足度をどれだけ達成したのか、総合計画の事業目的をどこまで達成したのか、そこを数値目標として市民にわかるようにするというのが、私は今度の総合計画後期計画の特徴だと思うんですが、そういう考え方を指定管理制度の運用あるいは評価システムの中に入れないと、結局民間委託と指定管理の違いは出てこないし、指定管理者をやっている指定管理者の能力アップというか、スキルアップというか、レベルアップを図っていくことはできないんじゃないかなと思うんで

すね。

評価も、行政側が与えた目標値に対してどう達成したかという評価ではなくて、施設の設置目的がありますよね。その設置目的について、行政がこの業務をやりなさいじゃなくて、実は指定管理者を請け負った業者がどういう事業をやるのかというのは、業者みずからが発案すべきものなんです。発案した事業に対してどれだけ達成したのかというのを評価するのが、私はモニタリングであり、評価システムだと思うのですが、そういう評価になってないんですね。

私は、この時期に及んで、改めて指定管理者制度の成果をきちんと総括をして、笠間市の指定管理者制度運用ガイドラインというのをきちんと作成すべきだと思いますけれども、その辺の考え方について、どのようにお考えなのか再質問をさせていただきたいと思います。

それから、教育施設の問題ですけれども、私は基本的には、医療だとか福祉だとか教育に競争原理を持ち込むという立場には立っておりません。ただし、今の学校施設の状況を考えたときに、特に学童保育ですね。学童保育というのは指定管理者になっていません。これは特別委員会の中でも議論をして、執行部から報告を受けていますけれども、学校施設管理になって法的縛りがあるから民間委託しかできないんですというご答弁だったんですね。

なるほど、学校施設というのは校長先生の管理下にありますから、私どもが例えば大原小学校とか住民開放されている施設を使う場合、休日に使うとか、学校の先生がいない時間に使うときは、改めてシルバーの人に来てもらって、そこを施設管理するという条件を整えないと使えないという状況になっているんですね。私は、ここも制度を変えていくべきだろうと思うんです。

ここは、先ほど申し上げました個別法によって施設管理が指定されているものについては指定管理者制度導入できないとなっているんですけれども、ところが、プールを市民開放しているある市の施設条例をしてみると、教育委員会は、施設のうちプールを市民に開放する場合において、その管理運営上必要と認めるときは地方自治法に認められている指定管理者にプールの管理を行わせることができるという学校施設条例をつくって、学校施設の管理を市長執行部側に任せているというのがありますし、あるいは八王子なんか学童保育も指定管理者なんですね。ここはどうやっているかということ、地方自治法の153条に、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を補助機関である職員に委任し、または臨時に代行させることができるというのを解釈によって運用しているということなんですね。

つまり学校施設についても、施設管理のノウハウについては民間の方があるわけですから、そういうところに施設管理部分は任せていくということも、私はこれから考えていかなければいけないんじゃないのかなと思うんです。

そういうことを考えながら、公民館だとか図書館という社会教育施設だけではなくて、学校施設本体についても指定管理者制度の運用の可能性を私は探っていくべきだろうと思うんですけども、この辺についての教育委員会の見解について再質問をさせていただきたいと思います。

それから、放射能汚染対策について、一つは、ご答弁の中で、市民参加も含めたミニホットスポットの発見作業の必要性についてなんですけれども、これは簡易測定器を貸し出しするから、その中ではミニホットスポットも発見されるだろうなという程度のご答弁にしか私は受けとめられなかったのですけれども、市としては市民参加も含めた発見作業をやるという必要性は考えていないということではないのでしょうか。それをちょっと確認させていただきたいということです。

それから、食材に関する検査方法ですけれども、いわゆるミキサーで食材検査をやるということは、給食にその食材が使われる前に検査はできないですよ。だから、結局子どもたちが食べちゃった後に結果がわかるということですよ。これで意味があるのかなということなんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

それと、もう一つは、先ほどの鈴木（貞）議員の答弁の中で、総務部長が、できるだけ放射線被害を抑制をしていかなきゃいけないという立場が述べられたのですけれども、私は、シンポジウムの中でも言われていたのですけれども、防災計画とか原子力災害編を入れるというのは、確かに国の動きだとか、今、15市町村による勉強会始めたとおっしゃっているのですけれども、そういうことを受けてやっていかなきゃいけないのだろうと思いますが、短期的な課題として、暫定的な今の放射線汚染に対する市の総合方針というのが明確になってないんですよ。

この前のシンポジウムのときに、教育長にもお話をさせていただきましたし、危機管理室の方にもお話をさせていただいたんですね。参加者の率直な受けとめは、一生懸命やっているなと初めて知りましたという受けとめがある一方、後手後手じゃないですかということなんです。一生懸命という評価があって後手後手、後手後手というのは、随分時間たってから市がやっていることを知るわけですから、後手後手だと感じるのは当たり前だと思うんです。

ホームページを見ても、学校給食は教育委員会のホームページ、放射線の測定についてはこっちのページとばらばらなんです。今ほど総務部長が答弁されたような、内容がきちんとまとまった、いわゆる暫定的な放射能対策に対する市の対策方針というのがどこにもないんですね。私はこれを明確にしないと、なかなか市民の安全・安心等は得られないんじゃないのかなと思うのですが、こういうことについては、ほかの市町村では、総合方針、総合対策方針というのがホームページに出ているところもあるんですね。そういうことは考えないのでしょうか。私は、そこを考えないと市民の不安はぬぐえないんじゃないのかなと思いますが、これについて再質問させていただきます。

それと、もう一つは、原子力アドバイザーによって各地域で説明会、相談会が行われました。この中で誤解が広まっているのがあります。いわゆる100ミリシーベルトがしきい値だというふうにおっしゃったと言うんですね。私は本当に言ったのかどうか確認してないのでわからないのですけれども、100ミリシーベルト未満については安全だということも証明されていないし、危険だということも証明されていないんですね。だから、100ミリシーベルト以下だったらいいよということでもないと思うんです。

ここは、100ミリシーベルト未満だったらいいというふうに判断をしているいろいろな調査をするのか、100ミリシーベルト未満でもできるだけ放射線の影響を抑えるために調査をするのか、この調査をするスタンスによって随分違って来るんですね、その調査の結果が出た以降の対応が。

私は、100ミリシーベルト以下は安全だということではなくて、100ミリシーベルト以下であっても、できるだけ放射線被害を低く抑える、そういう方向性を持って市は取り組みを進めていくということ、きちんと誤解が生じないように明言をしていただきたいのですけれども、この辺についてはどうなのかということをご答弁をいただきたい。

それから、学校給食、先ほどミキサー検査をしてしまうと、子どもたちが食べた後に放射線量がわかるということでもいいのかというお話をしましたけれども、実は龍ヶ崎というのは、毎日、2品目を選んで、必ず翌日の給食に使う食材の情報を全部公開しているんですね。そういうこともやるべきだろうなと思うんですけれども、せっかく簡易測定器買っているわけですから、そういうふうには活用できないのでしょうか。この辺についてもご見解をご答弁いただきたいと思います。

それから、電力自由化に対する取り組みについては、これはどういうことなんでしょうか。今後、PPSからの電力購入についても可能性を検討していくということなんでしょうか。今は時期尚早だから検討しないということなんでしょうか。ここがはっきりしないので、ここもはっきりした答弁をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問です。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 石松議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

指定管理者制度につきましては、確かに議員言われるように、経営効率の面だけではなくて、民間委託と指定管理者の違いというものをきちんと位置づける必要があると、私もそれは同感でございます。

そういう中におきまして、設置目的に沿いまして指定管理者が企画立案をして市民サービスの向上を図ること、こういうことが大事であると私も認識をいたしております。

そういう中におきまして、ガイドラインの件でございますけれども、現在笠間市で行っておりますのが、指定管理者制度導入方針、それからモニタリングに関する指針というのに基づきまして、施設の運営、サービスについて、評価、分析、改善を行っているところ

でございます。

しかし、より一層のサービスの向上、それから管理の適正化を図るためには、先ほど議員も言われましたように、目標値を設定いたしまして、それによって管理をしていくということが大事なことでと考えております。ですから、そういう目標値を設定しながら、モニタリングの制度の充実などを図りながら、制度を精査していきたいと考えております。

そういう中で、制度の運用の原則でありますガイドラインを定めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 石松議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

先ほど教育委員会の考え方でメリット、デメリットの考え方がよくわからないということがございましたので、基本的には法的に導入することはできるわけです。その中で、公の施設については、単純型のサービス供給施設であるか、また人的、組織的機能と合わせた公益的な使命を発揮する施設であるか、その点について役割を十分検証する必要があるのではないかなと考えております。

質問の中で、公民館や図書館、学校施設への指定管理者制度への適用の可能性というご質問もございましたので、お答え申し上げたいと思います。

学校施設は、学校教育法第5条の規定により、学校の設置者はその設置する学校を管理するとしております。管理者が限定されているため、指定管理者制度を導入することはできないということになっております。

また、制度導入の対象となる施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために設置された施設が対象となりますが、学校給食センターについては、公の目的のために設置された施設であっても住民の利用に供することを目的としない施設、つまり特定の者のみがサービスを受ける施設であることから、制度導入はそぐわないと考えております。

公民館でございますが、法律上導入は可能となっております。公民館事業は、社会教育法に規定する講座等を充実させることにより市民の生涯学習機会の充実を図っており、そのため長期的視野に立った事業についても実施しておりますので、期間を定めて行わなければならない指定管理者制度の導入については、慎重に判断したいと考えております。

図書館への指定管理者の導入でございますが、所蔵資料の収集、整理とその提供等、図書館サービスには司書の専門性が極めて重要でございます。しかし、それぞれが十分に発揮され、サービス向上につながるためには、一貫した方針のもと、現場での職務経験から組織的、継続的に学習し、サービスに還元し続けることが非常に重要と考えております。

図書館は、それらを活用しながら、図書の貸し出しだけでなく、子ども読書活動推進にかかわる学校への支援、ボランティアとの協働、他の図書館、文化施設との連携、協力した情報発信による地域活性化の取り組み等、職員が長期的視点から継続的にかかわる必要

のある事業を実施しておりますので、同じように期間を定めて行わなければならない指定管理者制度の導入については、慎重に判断したいと考えております。

また、先ほど給食のミキサー検査の件がございましたので、その点についてもお答え申し上げたいと思います。

まず、給食食材の測定品目の中で、事前にそれができないかということがございましたが、現在、笠間市では、自校炊飯で7校、給食センターが2カ所で、給食センターで笠間は2献立やっておりますので、全部で10献立で毎日給食を提供しております。

先ほど小磯議員の質問の中でも申し上げましたけれども、そういう中で材料の調理時間とかそういう関係で、事前に1点1点検査していくというのはなかなか難しいということでございまして、現時点におきましては、給食ミキサー検査、これは1食分丸ごとミキサーをして検査をするということでございまして、要するに中にある食材が漏れなく検査できるということでございます。

この件については、きのうからミキサー検査を行いました。その中では、全くセシウム、ヨウ素等は検出されておられません。今後その検査を続けていきまして、課題等が生じた場合においてはいろいろ対応してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

総務部長（塙 栄君） 石松議員の再度のご質問にお答えをしてみたいと思います。

何点かございますが、まず最初に、市民参加も含めたミニホットスポットの発見作業は考えていないのか、考え方はどうなんだということでございます。

先ほども説明の中でお話しましたとおり、現段階の笠間市の状況では、市民の参加を求めてまでミニホットスポットを発見する作業を行うべきものとは、判断していないという状況でございます。必ずしも国の基準を下回っているから確実に安全という意味ではございませんが、今の状況下にあってはそのように判断をしているところでございます。

それから、どうも放射能対策笠間市においては後手後手ではないのかと、市の一元的な政策の方針が出てないのではないかとということでございます。私どもも、努めてそのような方向での方針を前面に出そうと努力しているところでございますが、今後、関係機関と協議をしながら、より一層わかりやすいものを提供していきたいと思っているところでございます。

それから、しきい値という話が出てまいりました。しきい値というのは、放射能の低線量であられる健康影響に、がんがございますけれども、その相関関係は現在の科学では十分に解明されていないようでございます。一部の提唱によると、放射線量が、生涯に受ける放射線でございますが、100ミリシーベルト以下ではがんの発生率の増加が見られない、がんにはリスクがゼロとなる安全な線量、いわゆるしきい値があるという考え方と、もう一方では、放射線量の増加に比例してがんの発生率が上昇するという考え方とがあるようでございます。

本市としましては、市民が受ける放射線量はできるだけ少ない方がよいと考えておりますので、国の基準を超える場所が局所的にあるような場合においては、除染を実施してまいりたいと考えているところでございます。

それから、電力自由化でございますが、PPSからの電力購入につきましては、前向きに今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 13番石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 指定管理者制度についてなんですけれども、こういうことを申し上げると、指定管理者になっているところが全部成果上げてないというふうに誤解されると困るのですが、例えば工芸の丘とか、そういうところは私は随分成果上げているなと思っていますが、22年度と21年度のモニタリング、評価されている内容についてずっと目を通したのですけれども、例えば福祉センター、障害福祉センターいわまと障害福祉センターともべがありますね。私は、これを廃止しろとかどうこうしろということを言っているわけではないですけれども、この設置目的は、いずれも障害者の生活訓練やったり、障害者が社会参加促進できるようにする、そういうところだとなってますね。指定管理やっているのは社協なんですね。これも指定管理者公募じゃなくて、非公募なんですよ。この理由が、福祉施設だから、そういうノウハウがあるところは社協だから、ここしかしょうがないんだというのが理由なんですね。これでいいのかということなんですよ。

いわゆるこの目的が、笠間に住んでいる障害者の社会参加を促進するための施設であるんだったら、指定管理者が例えば3年サイクルの中で、どれだけ笠間市の障害者の社会参加が促進されたのかという観点での達成度がどこかで評価をされないといけないんじゃないですか。社協でやっているんだったら、両方とも同じような事業やっていいんですか。片方どっちかに特徴つける、あるいは統合してしまうという発想だって出てきてもいいと思うし、そういうことが評価できる評価システムというのが、私は必要じゃないのかなと思うんですね。

今のはセルフモニタリング、いわゆる業者が自己評価したもの、行政が評価したもの、比べてどうだったという報告が、選定委員会の方にされているだけじゃないですか。事業やったそのものについてどうだったのかというのは、どこでも議論されないんですね。これでは指定管理者の中身はよくなっていかないと思うんですよ。

だから、ぜひともこのガイドラインをつくるのであれば、設置目的に対する達成度がきちんとはかれるものであるべきだし、それから事業者自身の目標をきちんと設定したセルフモニタリングの充実によってレベルがはかれものであるべきだろうし、もう一つは、そういう内容について、行政とか選定委員会だけでなく、第三者がきちんと評価できる、要するに利用者だけじゃないですね。税金払っているのは市民全部なわけですから、障害者センターであっても市民全部がモニタリングできるような、そういう第三者評価のシステムだって、私はガイドラインを考えるのであれば導入すべきだろうと思うんですね。こ

こについてもきちんと考えていただけるのかどうか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、微妙な教育委員会のご答弁だったのですが、これはどういうことなんでしょうか。公民館、図書館、指定管理者の導入については慎重に判断したいということは、導入についての可能性は、慎重に判断する、考えないということなんでしょうか。どういうことなんでしょう。

私は、中身について導入できるかどうかの可能性を考えるべきだろうと思っています。それと、学校の施設についても、法的解釈も含めて、施設管理と教育部門が分離できるのかどうか、これも考えべきだろうと思うんですね。これは教育委員会が考えるべきじゃないでしょうか。市長部局ではないと思うんですね。ここのところを分離した場合に学校教育に影響があるのかどうか、きちんと教育委員会の中で私は議論をしていただきたいなと思うんですが、これは議論していただけるのでしょうか。それについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、もう一つ、誤解のないように申し上げたいのは、私は、市の対応が後手後手になっているというふうには決して申し上げていませんよ。総合的な方針がきちんと示されていないから、後手後手に市民に誤解されるんじゃないですかと私は言っているわけですよ。今まで総務部長が答弁したこと、あるいは市民参加のミニホットスポット発見の作業が必要がないという見解、そういうものがどこにも示されていないんですよ。だから、必要ないのだったら必要がないという根拠も含めて、きちんと笠間市の放射能汚染対策方針というのを示してください。これは市民が安心するためにも必要だと思います。この総合方針つくっていただけないのでしょうか、これについて、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、学校給食のミキサー検査についてですが、龍ヶ崎市では献立数が少ないからできるということなんでしょうか。翌日の食材2品目だけ毎日検査して出しているんですね。これは大きな安心につながるんですよ。こういうことをやる可能性については追求されないのでしょうか。これ龍ヶ崎でできているから笠間でできるとは言いたくはないですけれども、できる可能性があるんじゃないかなと思うんです。

ミキサー検査も、もちろん必要だと思うんですよ。全部の食材が検査されるわけですから。今のところ出てないということだからいいんですけれども、もし出た場合どれだけ被曝したのかというのが客観的に数値としてわかるわけですから、それはそれで意味のあることだと思いますが、私はやっぱり食材が使われる前にきちんと情報が開示されるということ、これがやっぱり安心につながるんじゃないのかなと思いますけれども、この辺についてはできないのでしょうか。もう一度ご答弁お願いします。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 石松議員の3回目のご質問にお答えしたいと思います。

議員言われるように、指定管理者をよりよいものにするには、評価システムの充実、そ

ういうことをやりまして、事業の成果というのをきちんとするべきだろうと私も思っております。そういう中では、設置目的に対します達成度、こういったのを数値化して、その中できちんと検証していくというのは大事なことであろうと思っております。

そういうことからいきますと、第三者の評価というのも当然必要であると考えております。いわゆる内部評価だけでなく、客観的な視点を持って、それからマンネリ化を防ぐという、そういう観点から市民サービスの向上を図るということを考えますと、そういった第三者の評価、そういったものも受けまして、その中でやっていくのは十分必要であると私も認識しておりますし、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 石松議員の三度目のご質問に、私の方からお答えさせていただきます。

まず、図書館、公民館の指定管理について教育委員会ではどんなふうにとのことです。これは、ほかの市町村の実施例を私どもも勉強させていただきました。公民館はそこそこありますが、図書館は、一たん指定管理にしても、また戻したということもございます。

といいますのは、図書館というのは、活動が盛んになればなるほど本を出し入れする作業がふえてしまうということがあって、指定管理にその辺がなじまなくなってくるというようなことがあって、私どもの考え方としては、当面の間今の体制でやっていきたいと考えております。

それから、学校施設のいわゆる指定管理する部分があるかどうかということですが、例えば本市でも、プールが使えないときに笠間小学校のプールを夏の期間だけ、人をお願いして私どもの方のスポーツ振興課で管理して開館いたしました。そういう形はできるのですが、現実的に例えばある期間が決められる。学校施設の場合は、普通子どもたちが使っていますので、夜だけとか、祝日だけとか、期間が極端に狭められている。そういうこともあって、これはまだまだ私どもの方でも、ここの検討は実はしてございません。ただ、なかなか難しい部分というのはあると。

今のように外部の人が学校施設に……今、学校へ行っていただくとあれですが、不審者とかそういうのがあって、一般の方たちを今までのような形では学校に子どもたちと一緒にということがなかなかできないことになっておりますので、そういうことも含めて、今の私のところではそこまでは難しいかなと思っているところです。

ただ、世の中が変わっていったときに、これからだんだんきつと検討される内容であるという認識はしているところでございます。

それから、給食のことですが、実は、今回全体をミキサー検査にしたということは、市では、申しわけございません、やっと受注生産で一つ入ったということで、これを給食でも利用させていただくということで、実際に調理前に2品目ある程度時間かけてやっていると、1カ所で全部集めてということとはとてもできません。それで、今回ミキサー検査に

しましたのは、一般市民にもそれをお貸しするということになっておりますが、学校給食のために時間をとっていただきました。ただ、たくさんの時間をとっていただくわけにいきませんので、そういう形で調査をするということにしたわけです。

機器が各給食センターとかにもっとたくさん入った中では、きっとそういう調査もできるのかと思うのですが、なかなか難しいことがあります。

それから、もう一つなんですが、学校によっては、食材のある量が、はかるために必要なんですね。そうすると、小さな学校の食材では、野菜とかそういうのじゃなくて乾物類だったりすると、ほとんどその調査で使ってしまうということが出てきます。

現在、学校給食に使わせていただいている野菜等は、一般に調査検査をしていただいて安全というものを使わせていただいているということがございますので、ミキサー検査ということで今般らせていただいているところでございます。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問に私の方から答えさせていただきたいと思っております。

まず、原子力問題についての対策方針でございますが、市の方では、内部には、副市長をヘッドとして放射線対策本部というのを設置してあります。それを中心にいろいろな取り組みを、決して他の自治体に引けをとらない取り組みはしていると思っております。

ただ、そういうものに対して、確かに一元的な情報発信、こういうものについては見直していかなければいけないのかなと思っております。対策方針含めて、取り組みを一元的にわかりやすく住民の皆さんに伝えるような、そういうものを早急に行っていきたいと思っております。

それと、指定管理者の件でございますが、指定管理者についてもいろいろな課題がございます。議員も述べられておりましたように、小泉構造改革によりまして、民間でできるものは民間でという発想で、指定管理者制度が導入されたわけでございます。この指定管理者制度の民間のノウハウ、こういうものをどう住民サービスにつなげていくかということ考えた場合に、笠間市の指定管理者でお願いをしている施設について、民間サービスがフルに発揮できるものの主たるものというのは、私は体育施設だと。はなさかとか、クラインガルテン、スカイロッジ、そういう施設が中心になるわけでございますけれども、その施設の指定管理者にお願いしている団体、これは誤解してもらいたくはないのですが、その団体はそれぞれ一生懸命やっているのですが、それぞれの団体が純粋な民間団体であるのかというと、いわゆる社協さんもそうですし、観光協会も純粋な民間団体ではないわけですね。だからといって、やってないということではございませんが、一生懸命やっていますが、そういうことを考えますと、議員も述べられましたように、指定管理者団体のいわゆる能力アップ、そういうものを、市がガイドライン等をつくりながらしっかりと、我々お願いする側もその指針なり、ガイドラインでしっかりとお願いをして、よりレベル

の高い指定管理者として育ててもらわなければいけないのかなということは考えております。

社協さんなんかは、例えば合併前に各自治体委託をしておりますで、そのまま委託になって、委託から指定管理になってきたような経緯もございますので、指定管理と委託とどっちが違うんだといったら、私がそういうことを言うのもおかしいですけども、あんまり感じてないようなところもあると思いますので、それは行政側が指定管理に指定した以上、指導の取り組みの改善も必要だと思っております。

例えば純粋な民間である体育施設についてなんかは、私はしっかりやっていただいているのかなと思っております。

そういうことで、改善できるものはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

議長（柴沼 広君） 13番石松俊雄君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12日午前10時から開きますので、ご参集ください。

午後3時07分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 海老澤 勝